

3月定例教育委員会次第

日時 令和8年3月26日（木）午前9時30分から
場所 市役所 8F 大ホール

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 報告事項
 - 第1号 教育長報告
 - 第2号 各課からの報告
 - (1) 学校教育課
 - (2) こども課
 - (3) 幼児教育課
 - (4) 生涯学習課
 - (5) 公民館
 - (6) 文化財課
 - (7) スポーツ健康課
 - 第3号 教育委員会共催後援
 - (1) 生涯学習課
 - (2) スポーツ健康課
- 4 議 案
 - (1) 行政財産使用許可について
 - (2) 茅野市教育委員会の権限に属する補助執行に関する規程について
 - (3) 茅野市教育委員会に対する事務委任規則について
 - (4) 茅野市教育委員会組織規則について
 - (5) 茅野市教育委員会公告式規則の一部改正について
- 5 検討事項
今回はありません
- 6 その他
 - (1) 市議会3月定例会一般質問について
 - (2) 市議会3月定例会議決結果について
 - (3) 4月1日付教育委員会事務局職員の人事について
 - (4) 部活動の地域展開の進捗状況について
 - (5) 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の制定について
 - (6) 茅野市乳児等通園支援事業の許可等に関する規則の制定について
 - (7) 茅野市乳児等通園支援事業実施要綱について
 - (8) 茅野市自由保育所児童処遇向上事業補助金交付要綱を廃止する告示について
 - (9) その他

次回定例教育委員会日程について

	4月30日（木）	9時30分「8F大ホール」
（事務局会議	4月16日（木）	9時00分「602会議室」

- 7 閉会

報告第1号

令和8年3月定例教育委員会 教育長報告

令和8年3月26日

1	日	
2	月	市町村教育委員会連絡協議会 臨時教育委員会
3	火	議案質疑 全協 公民館運営審議会
4	水	市校長会 こども家庭応援会議 八並先生指導
5	木	議会一般質問
6	金	議会一般質問
7	土	調べる学習コンクール表彰式(東京上野)
8	日	
9	月	議会一般質問 予算決算委員会
10	火	社会教育委員の会
11	水	予算決算委員会
12	木	予算決算委員会
13	金	
14	土	
15	日	
16	月	調べる学習コンクール市長報告
17	火	小学校卒業式(豊平小)
18	水	中学校卒業式 空手道市長表敬訪問
19	木	高校入試後期選抜発表 議会最終日
20	金	
21	土	
22	日	
23	月	国立教育政策研究所訪問(文科省)
24	火	川上村教委永明小中視察 アドコマーシャル社会科読本贈呈 諏訪校長会来訪
25	水	公民館運営審議会 転退職教職員送別式
26	木	定例教委
27	金	文化財審議会
28	土	
29	日	
30	月	
31	火	退職者辞令交付式 退職者送別式

学校教育課

4月行事予定

報告第2号

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
1	水	新任校長辞令交付式・着任式	7:40～8:00	議会棟大会議室	教育長、教育委員
1	水	教育支援指導主事等辞令交付	16:30～17:20	教育長室	教育長
1	水	教育長訓示	17:20～17:30	6階フロア	教育長
6	月	茅野市立中学校入学式	午前	市内中学校	教育委員
6	月	茅野市立小学校入学式	午後	市内小学校	教育長、教育委員
7	火	市校長会	9:00～12:00	市役所 8階 大ホール	教育長
8	水	学校図書館司書研修会	9:00～9:30	市役所 7階 702会議室	教育長
9	木	市教頭会	9:30～12:00	市役所 7階 701会議室	教育長
10	金	校長・教頭会(市からの連絡事項)	9:00～12:00	市役所 6階 602会議室	オンライン開催
13	月	諏訪地方市町村教育委員会連絡協議会連絡会	13:15 ～16:00	諏訪教育会館	教育長、教育長職務代理者
16	木	教育委員会事務局会議	9:30～10:00	市役所 6階 602会議室	教育長
16	木	中諏校長教頭会	15:30～16:45	市役所 8階 大ホール	教育長
21	火	学校事務説明会(学校教育課からの連絡事項)	9:00～12:00	市役所 6階 602会議室	オンライン開催
30	木	教育委員会4月定例会	9:30～11:00	市役所 8階 大ホール	教育長、教育委員

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

こども課 4月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
7	火	こども家庭相談日(21日も開催)	10:00～16:00	こども館0123広場	
7	火	えほんとなかよし	10:30～11:30	ちの地区こども館	
9	木	未就園児親子おはなし交流会「きいろいさくらんぼ」	10:20～11:30	泉野地区こども館	
14	火	おはなし0123「ブックメイトぐりとぐら」	11:15～11:30	こども館0123広場	
15	水	リズムあそび	11:15～12:00	こども館0123広場	
15	水	「子ども読書の日」おはなし会	10:30～11:00	宮川地区こども館	
15	水	未就園児の集い “天使のえくぼ”『こども読書の日のおはなし会』	10:00～11:30	米沢地区こども館	
16	木	おりがみ教室	14:30～16:30	ちの地区こども館	
17	金	こども読書の日 おはなし会	14:45～15:15	泉野地区こども館	
22	水	おはなし会	11:15～11:30	こども館0123広場	
22	水	子ども読書の日おはなし会 午前の部	10:00～11:00	玉川地区こども館	
22	水	子ども読書の日おはなし会 午後の部	15:00～16:30	玉川地区こども館	
23	木	未就園児親子おはなし交流会「きいろいさくらんぼ」	10:20～11:30	泉野地区こども館	
23	木	こども読書の日スペシャルおはなし会	10:00～10:30	中大塩地区こども館	
24	金	夢のおひさまけんきゅ〜じょ(未就園児の集い)春の夢	10:00～11:00	湖東地区こども館	
27	月	子ども読書の日 特別企画「星空のおはなし会」(パート2)	15:20～15:50	北山地区こども館	
28	火	おはなし0123「ぐるんぱ」	11:15～11:30	こども館0123広場	
28	火	てがたの日	10:00～18:00	こども館0123広場	
29	水	こいのぼりコンサート	11:15～11:45	こども館0123広場	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

幼児教育課 4月行事予定

[illegible]

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

生涯学習課 4月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
8	水	ファーストブックプレゼント	12:40～13:30	健康管理センター	
10	金	転入教職員読書研修会	15:30～17:00	8階大ホール	
14	火	セカンドブックプレゼントオンライン会議	16:00～16:45	705会議室	
17	金	ロングモント市・茅野市姉妹都市交流事業2026年度派遣団結団式	19:00～	市民活動センター集会室	教育長
22	水	ファーストブックプレゼント	12:40～13:30	健康管理センター	
25	土	こども読書の日特別おはなし会	10:30～11:15	図書館どんぐり図書室	

- ①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。
 ②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

日	曜日	催 物	会 場	開 演	料 金	お問い合わせ
2 1 5	木 1 日	三つの美術教室合同作品展示会	イベントスペース	10:00-18:00 (最終日-16:00)	無料	ラーニング・コモンズ・ジャパン ツガネ 090-7408-1922 タカラ 070-3315-0108
8	水	令和8年度 新入社員歓迎大会	コンサートホール	13:30	無料 (関係者のみ)	茅野市役所 商工課 商業労政係 0266-72-2101 (内線434)
19	日	第8回 内藤彩音ピアノ音楽教室 発表会	コンサートホール	10:15	無料	内藤彩音 090-9669-2901
24	金	響ファミリー&歌謡祭 茅野特別公演	コンサートホール	13:15	5,000	YOUオカモト 080-8549-0131
26	日	こだま会 合同ピアノ発表演奏会	コンサートホール	お問合せください	無料	油井 0266-53-9520
26	日	桃源舎「春の姓名鑑定会」	イベントスペース	13:15-16:30	鑑定料1,000	桃源舎 hono2275@gmail.com

2 1 5	木 1 日	出雲アートセレクション	市民ギャラリー	10:00-18:00	無料	(株)ジャパンスピリット 石川陽子 090-3108-7294
9 1 12	木 1 日	第12回「銀河のロータス展」 ～私とマンダラ～	市民ギャラリー	10:00-17:00	無料	鈴木ウナ 080-3289-1118
12 7 13	日 1 月	令和8年度 茅野市美術館 常設展 第1期収蔵作品展	常設展示室	9:00-19:00	無料	茅野市美術館 0266-82-8222
16 1 19	木 1 日	「ハケ岳そらのsketch」	市民ギャラリー	10:00-18:00	無料	岩崎詩織 080-6934-2674
22 1 27	水 1 月	VISIONする・かたち ―抽象感覚の世界―	市民ギャラリー	11:00-17:00	無料	大谷清 080-3954-8325

2026.3.5 現在

チケット情報

清水ミチコ
トーク&ライブ in 茅野6/6 (土) 16:00開演 (15:30開場)
会場 マルチホール

チケット料金〈全席指定〉

A席 (1階、2階席正面) 4,500円

B席 (1階バルコニー席) 4,000円

*未就学児の入場はご遠慮ください。

誰もが知るあの有名人から、時の人まで。
ピアノ弾き語りの歌ネタ、モノマネ、楽しいトーク。
抱腹絶倒・唯一無二の
清水ミチコワールドをお届けします！

チケット発売日：4/11 (土) ~

*電話による受付は4/12 (日) からと
なります。チケット発売初日に完売
した場合、この限りではありません。公演の詳細は、
ホームページを
ご覧ください

茅野市民館・茅野市美術館 長野県茅野市塚原一丁目1番1号 休館日：火曜日 (祝日の場合、翌平日)、年末年始 (12/29~1/3)

※内容・時間等が変更となる場合があります。詳しくは各主催者へお問合せください。

◎最新情報：茅野市民館ウェブサイト「イベントスケジュール」(月別) <http://www.chinoshiminkan.jp/schedule/index.html>

茅野市民館・茅野市美術館の「ホット」な話題をお届けします

この冬、美術館で実施した連続講座。そのなかで、2月に特別講座「学校と美術館」を開講しました。

講師は、諏訪地域のみなさんと協力し、教育現場で長年実践を重ねてきた、小林一博さん。現在校長を務める、泰阜村立泰阜小学校のなかにある美術館での事例紹介や、アートカードゲーム、ディスカッションなども交え、それぞれの立場や方法で、どうやって「学校」「地域」「美術館」をつないでいけるか、参加者のみなさんとともに思いを巡らせました。

アートで地域をサポートしませんか #5 美術館編

学校と美術館をつなぐには、地域のみなさんの力も必要。「子どものために何ができるのかな」を共有した関係づくりを...

特別講座 学校と美術館



人形劇と
工作あそび
楽しみました!!

夢中...



小さな子どものすてきな時間 その11

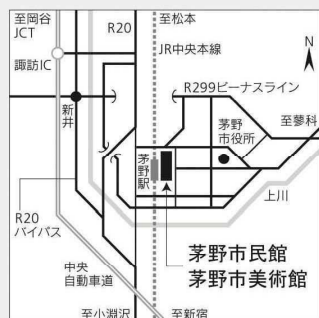
小さな子どもたちと周りの大人たちに、とびきりのお芝居や音楽など、なまの舞台との「はじめての出会い」をお届けするシリーズ企画「小さな子どものすてきな時間」。3月1日に人形劇屋たぐたく堂の「おおきくなあれ」を開催しました。

0〜3歳の子どもたちを中心に、「ご家族や子どもを見守る大人たちで、会場はいっぱい。目の前で繰り広げられる思いがけない人形の動きや、ユーモアあふれるおはなしに引き込まれたあと、劇のつづきを体験するような工作あそびを楽しみました。

茅野市民館 指定管理者
株式会社地域文化創造



〒391-0002
長野県茅野市塚原一丁目1番1号
TEL 0266-82-8222
FAX 0266-82-8223
休館日：火曜日（祝日の場合、翌平日）
年末年始（12/29〜1/3）
開館時間 9:00〜20:00
※施設利用のある場合は22:00まで
図書室 9:00〜19:00
<http://www.chinoshiminkan.jp/>



小さな灯りを
手にもって。

はじめての
劇場。
でも大丈夫!

おはなしに
いっしょに参加
する場面も
ありました。



通路に装飾、
ゆったりスペース、
授乳室...

光の春

はじまりの季節

図書室特集コーナー：5月末まで

市民館図書室では、「はじまりの季節」と題した特集コーナーを5月末まで開設しています。「春」、「はじまり」をキーワードに、小説、絵本、実用書など、さまざまな本を選びました。どうぞお立ち寄りください!



生涯学習課・図書館 4月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
4	土	012おはなし会	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
4	土	おはなしわ～んど	11:00～11:30	図書館2階おはなしの部屋	
4	土	にじいろのろうそく	11:30～12:00	図書館2階おはなしの部屋	
9	木	どんぐりちいさなおはなし会	10:45～11:15	図書館1階どんぐり図書室	
11	土	紙芝居だいすき！	10:30～11:00	図書館2階おはなしの部屋	
13	月	特別整理休館 ～22日(水)まで	終日		
22	水	第1回図書館協議会	10:00～12:00	図書館2階閲覧室	教育長

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

中央公民館 4月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
9	木	健康講座「初めての太極拳講座」(全4回1回目)	10:00～11:30	中央公民館	
15	水	【ロビー展】写真サークル茅野教室「山からのメッセージ展」 (～4/23)	正午～22日21:30	中央公民館	
16	木	健康講座「初めての太極拳講座」(全4回2回目)	10:00～11:30	中央公民館	
23	木	健康講座「初めての太極拳講座」(全4回3回目)	10:00～11:30	中央公民館	
24	金	【ロビー展】趣墨会「水墨画作品展」(～5/7)	正午～5月7日16:00	中央公民館	
24	金	茅野市公民館合同専門委員会	19:00～	中央公民館	教育長
27	月	スマートフォンの基本と防災の講座	13:30～15:00	中央公民館	
30	木	健康講座「初めての太極拳講座」(全4回4回目)	10:00～11:30	中央公民館	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

文化財課・尖石縄文考古館 4月行事予定

[illegible]

◎ 定例教育委員会資料

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

文化財課・八ヶ岳総合博物館/神長官守矢史料館 4月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
活動中		市民研究員養成講座(植物グループ、コケグループ、キノコグループ、シダグループ、実験工作グループ、天文グループ、語り伝承グループ)	随時	八ヶ岳総合博物館ほか	全7グループ、月1回程度
参加受付		子ども自然研究クラブ、子ども科学工作クラブ(2日まで)	随時	八ヶ岳総合博物館ほか	月1回程度
公開中		モバイルプラネタリウム公開 4月「縄文人がみた星空」(土日祝)	10:30～11:15、 13:30～14:15	八ヶ岳総合博物館	
4日	土	博物館さくらweek(26日まで)	9:00～16:30	八ヶ岳総合博物館	
11日	土	さきおりでランチョンマット(12日)	10:00～11:00	八ヶ岳総合博物館	
11日	土	桜・すみれツアー	10:00～11:00、 13:30～14:30	八ヶ岳総合博物館	
11日	土	さくら型のアロマサシェを作ろう(12日)	10:00～15:00	八ヶ岳総合博物館	
11日	土	ウォークスループラネタリウムお花見バージョン(12日)	10:00～15:00	八ヶ岳総合博物館	
12日	日	古文書相談会	10:30～正午	八ヶ岳総合博物館	
12日	日	古文書研究会	13:30～15:30	八ヶ岳総合博物館	
18日	土	子ども自然研究クラブ・子ども科学工作クラブ開講式	10:00～11:30	八ヶ岳総合博物館	
19日	日	春の探鳥会【1】永明寺山公園	9:00～11:00	永明寺山公園	
25日	土	星空観望会	19:30～21:00	北部中学校天体ドーム (北部生涯学習センター)	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

スポーツ健康課 4月行事予定

日	曜日	行 事 名	時間	開 催 場 所	備 考
8	水	第1回スポーツ推進委員会	19:30～	総合体育館第1会議室	
21	火	信州やまなみ国スポ・全障スポ茅野市実行委員会 設立総会及び第1回総会	13:30～	市役所 8階大ホール	教育長、教育委員
25	土	第35回長野県市町村対抗駅伝競走大会	10:20～	松本市やまびこドーム周辺コース	
		第21回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会	9:15～	松本市やまびこドーム周辺コース	
28	火	スポーツリーダーバンク総会	19:00～	総合体育館第1会議室	

①課の行事全てを記入してください。また、教育委員が出席する場合は備考欄に記入してください。

②講座については、回数、開催日、終了日を記入してください。

■ 共催・後援行事一覧(令和8年2月10日～令和8年3月17受付分) ■

報告第3号

生涯学習課

No. 1

番号	行 事 名	期 日	申請者		共催、後援	市、教育委員会 の区別	備考 (申請日)
			団体名		後援		
1	子供のためのオペラ「魔法の笛」(日本語歌唱)	令和8年5月6日(水・振休) 11時開演～12時終演予定	すわびとオペラ		後援	教育委員会	2/10
2	森ノ焚き音楽祭	令和8年8月29日(土) 10時30分～20時30分	森ノ焚き制作チーム		後援	市・教育委員会	2/21
3	長野県倫理法人会諏訪地区女性委員会講演会	令和8年3月15日(日) 13時30分～15時30分	倫理法人会諏訪地区		後援	教育委員会	2/24
4	リコーダー&オカリナ音楽教室の発表会	①令和8年4月25日(土)、 ②10月3日(土) 13時～16時	スタジオババリン		後援	教育委員会	2/25
5	モノづくり教室	令和8年4月19日(日) 9時30分～14時30分	トヨタ自動車(株)総務部		後援	市・教育委員会	2/26
6	寿齢讃歌ー人生のマエストロー写真展21	展覧会 令和8年9月10日(木)～9月22日(火・祝) このほか作品募集、講評会実施	茅野市美術館		後援	市・教育委員会	2/26
7	茅野地区伝統文化いけばな教室	令和8年5月30日～11月21日 (全7回の教室) 発表会: 12月19日(土)	茅野地区伝統文化いけばな教室		後援	教育委員会	3/3
8	みんなでごはん in えがお	毎月第2土曜日	ボランティアグループ えがお応援隊		後援	教育委員会	3/3
9	ちのおもちや病院	毎月第2土曜日・第4土曜日	ちのおもちや病院		後援	教育委員会	3/4
10	山ん家フェス2026	令和8年5月24日(日)	休日子育てシェアハウス山ん家		後援	教育委員会	3/3

■ 共催・後援行事一覧(令和8年2月10日～令和8年3月17日受付分) ■

生涯学習課

No. 2

番号	行 事 名	期 日	申請者		共催、後援 の区別	市、教育委員会 の区別	備考 (申請日)
			団体名	代表者			
11	春休み特別開校「友学舎 あそびにおいて Days」	令和8年4月1日（水）～4日 （土）	チャイルドアカデミー友学舎 茅 野校		後援	教育委員会	3/6
12	講演会「Our home～私たちの居場所～ NOW」	令和8年5月17日（日） 9 時 ～ 1 2 時	特定非営利活動法人末広プロジェ クト		後援	教育委員会	3/6
13	～蓼科にクラシック音楽の花束を～第6回蓼科 高原音楽祭	①令和8年7月11日（土）② 令和8年7月19日（日） 各日 14時開演	蓼科高原音楽祭実行委員会		後援	市・教育委員会	3/3
14	田楽座 茅野公演	令和8年11月23日（月・祝） 13時開演	田楽座を茅野で観る会		後援	市・教育委員会	3/10
15	茅野クラフトフェア	令和8年7月25日（土）～26 日（日）	茅野クラフトフェア実行委員会		後援	市・教育委員会	3/12
16	茅野市オリジナルボードゲーム制作プロジェ クト	令和8年6月下旬～10月中旬	ゲームパレット茅野		後援	市・教育委員会	3/13
17	清水ミチコ トーク&ライブin茅野	令和8年6月6日（土） 16時開 演	茅野市民館指定管理者株式会社地 域文化創造		後援	市・教育委員会	3/13
18	2026八ヶ岳ジャズフェスティバル	令和8年8月23日（日） 10時 ～18時	八ヶ岳ジャズフェスティバル実行 委員会		後援	市・教育委員会	3/17
19							
20							

■共催・後援行事一覧(令和8年2月21日～令和8年3月20日受付分)■

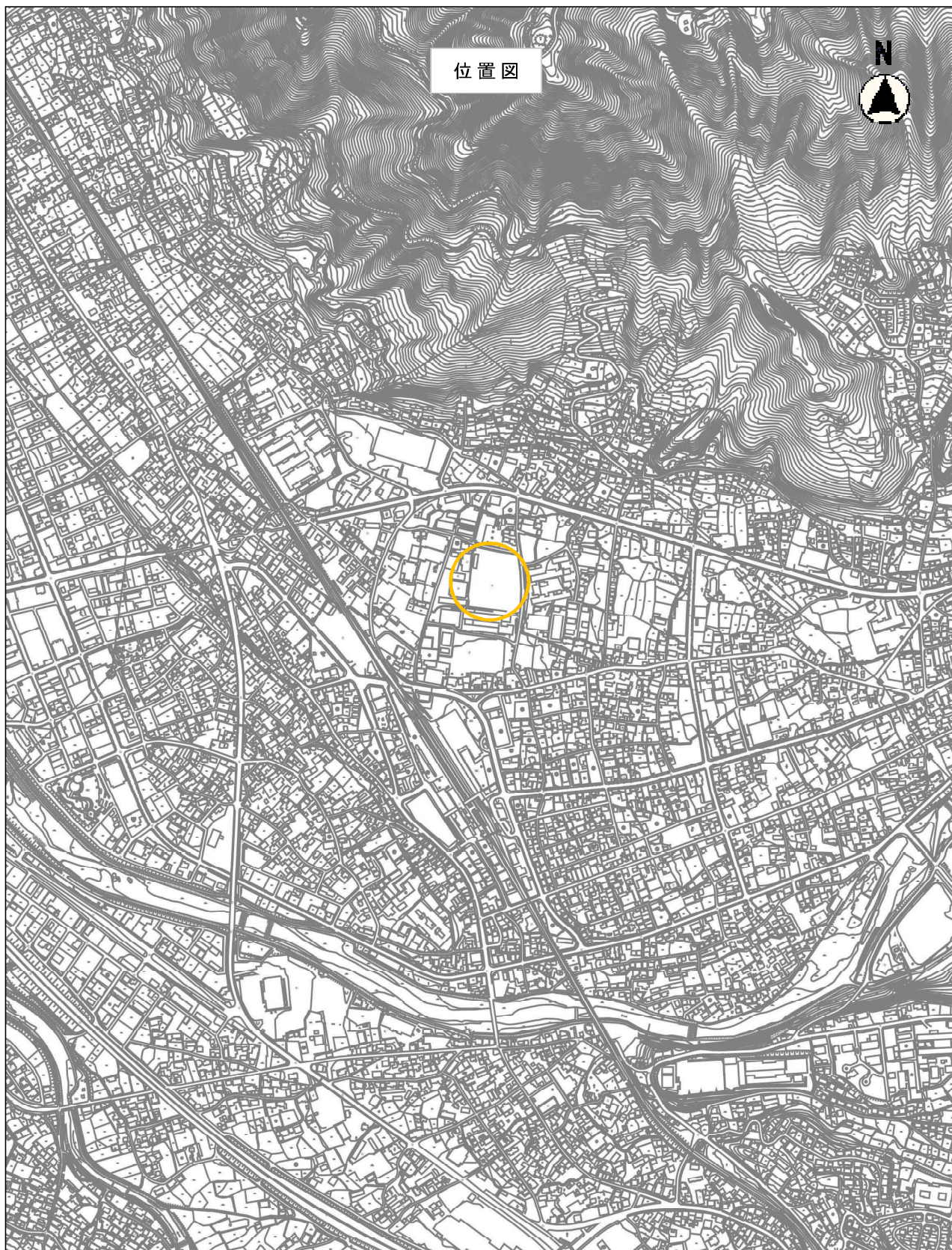
スポーツ健康課

番号	行 事 名	期 日	申請者		共催、後援 の区別	市、教育委員会 の区別	受付日	会場
			団体名					
1	マイジェネグループ主催～子どもの思いでつくり隊 ～バスケットボールクリニック2026～	3月28日	(株)マイジェネ		後援	市・教	2/27	茅野市総合体育館 サブ体育館
2	ラグビー体験会	4月19日	諏訪湖ラグビースクール		後援	教育委員会	3/10	岡谷工業高校 第二グラウンド
3	2026年度チャレンジ記録会茅野	令和8年4月5日～ 令和9年3月20日	茅野市陸上競技協会		後援	教育委員会	3/10	茅野市運動公園陸上 競技場
4	第41回信州リレー競技会	8月11日	茅野市陸上競技協会		後援	市・教	3/10	茅野市運動公園陸上 競技場
5	第80回国民スポーツ大会 卓球競技長野県予選会(少年の部)	4月26日	長野県卓球連盟 高体連支部		後援	市・教	3/11	茅野市運動公園総合体 育館
6	第4回 ラン教室	5月6日	諏訪湖周辺・ハヶ岳山麓 トライアスロン大会実行委員会		後援	教育委員会	3/11	茅野市陸上競技場
7								
8								
9								
10								
11								

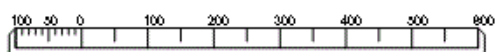
議案第 1 号

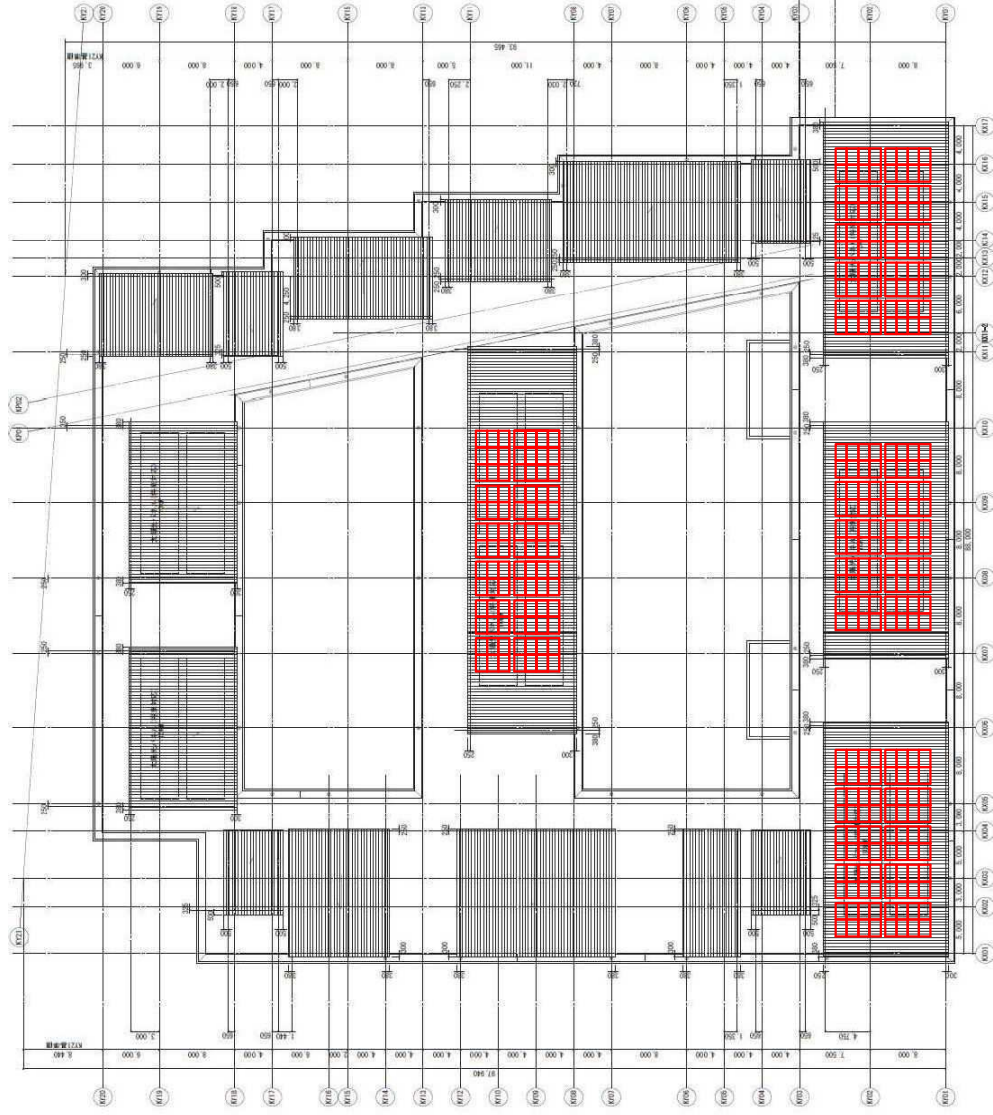
様式第 129 号(第 186 条関係)

		行政財産使用許可申請書		2026 年 3 月 4 日	
(宛先) 茅野市長					
申請人住所 長野県岡谷市長地柴宮 2-12-6					
氏名 株式会社グッドライフ 代表取締役 小泉 翔建					
下記のとおり行政財産を使用させていただきます。					
記					
その他必要な事項		上記使用目的による申請のため、事業年度ごとに申請します			
行政財産の名称		茅野市立 永明小学校永明中学校		所在地 茅野市塚原 1 丁目 9 番 1 号	
使用する部分 の面積		屋根上 195 m ² 敷地内 80 m ²			
使用期間		契約確定日から令和 9 年 3 月 31 日まで			
使用目的		永明小学校永明中学校太陽光発電設備等導入業務 (PPA) のため			



縮尺 1 : 10000

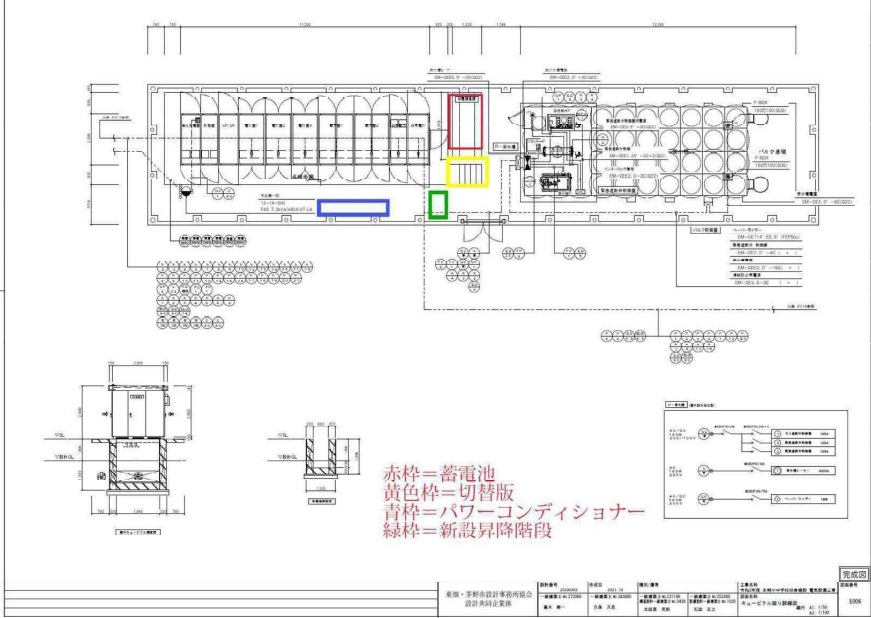




設備認定出力	—
D C / A C	162, 19kW / 150kW
太陽光発電モジュール	TSM-49ONEG18R, 28
パワーコンディショナー	SG49, 50-JP × 3台
パネル枚数	331枚
パワーコン台数	3台
使用架台/基礎/G L 高さ	キャッチ金具/屋根なり
架台設置角度	屋根傾斜なり
フェンス距離	—
設置場所住所	
搬入可能車両 (備考)	4t可能

図 画	GL-R-00234	株 式 金 社 グ ャ ッ ド ラ イ フ 〒394-0083 長野県谷本市草場町2-12-6 第二小口ビル201 TEL 0266-76-6018 FAX 0266-76-6017	傳 呼 機 番 号	営 業 担 当	工 務 担 当	尺 度	作 成 日	図 名
作 成 者	小泉翔建						1/500	2024. 2. 5

【パワーコンディショナー・蓄電池・切替版設置箇所】



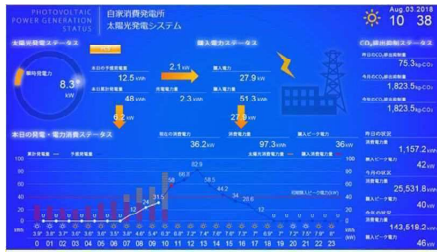
【表示モニター設置予定箇所】

永明社会体育館入り口に設置

表示モニタ一外觀参考写真



表示モニターデモ画面例



【行政財産使用許可又は賃貸借に係る規定】

施設及び土地を事業者に使用させるためには、行政財産使用許可の取得を求める場合（地方自治法第二百三十八条の四第七項に基づき行政財産の使用を認める場合）と地方自治法第二百三十八条の四第二項第四号に基づき事業者に屋根又は土地を貸し付ける場合の2通りが考えられます。前者は、行政財産の用途又は目的を妨げない範囲で一時的に使用を許可するものです。一般的に短期間での更新手続きが必要となる他、自治体による一方的な許可取消しによる事業者の損失が保証されないため、事業者にはややリスクが高いと受け取られます。後者は、余裕部分の貸付を行うものであり、自治体都合（当該部分を公共用に供するため）により契約を解除された場合、事業者は損失補償を求めることができると地方自治法で定められています。

いずれの場合も、**使用料は結果的に自治体が事業者に支払う費用に上乗せされるため、減免措置をとることが望ましい**ですが、自治体によっては、議会での承認が必要であったり、条例の変更が必要となったりするため、事情に応じて判断しましょう。

（例）

[行政財産使用許可]

- ・乙が施設に設備を設置し、稼働するにあたり、甲から行政財産使用許可を受けることとする。乙は、（自治体の条例又は規則名称）に基づき、〇年毎に申請手続きを実施するものとする。
- ・施設の使用にあたって必要となる使用料は、（自治体の条例又は規則名称）によるものとし、乙は甲の請求に基づき負担することとする。

[賃貸借]

- ・甲は、本契約期間中、別紙に示す施設屋根及び土地を、太陽光発電の用に供するために乙に賃貸し、乙は（自治体の条例又は規則名称）で定める賃料を甲に支払うものとする。

【設備の帰属と租税の負担】

設備の帰属と租税の負担について記載します。

（例）

- ・甲と乙とは、設備は建物に付合することのない独立の動産であり、設備の所有権が乙に帰属し続けることを確認する。
- ・乙は、設備に課税される公租公課を負担し、期限どおりに支払うものとする。

○行政財産の目的外使用に関する条例

昭和51年12月15日

条例第31号

改正 平成10年 3月30日 条例第14号

平成12年 3月27日 条例第 2号

平成27年3月30日 条例第7号

平成28年3月29日 条例第14号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第225条の規定に基づいて徴収する使用料のうち、法第238条の4第4項の規定により許可を受けてする行政財産の使用に関し、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用料)

第2条 行政財産を使用しようとする者は、使用の区分及び使用の種別に従って、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(納入の時期)

第3条 使用料は、使用前に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第4条 市長は、第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 他の公共団体又は公共的団体において公用又は公共事業の用に供するとき。
- (2) 行政財産の使用の許可を受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用できなかったとき。
- (3) 使用者が、当該行政財産の維持及び保存の費用の全部又は一部を負担しているとき。
- (4) 使用者が当該行政財産を寄附し、又はその費用の全部若しくは一部を負担しているとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が公益上特に必要があると認めたとき。

(使用料の還付)

第5条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、市長が法第238条の4第6項の規定により使用の許可を取り消し(公用又は公共用に供するため必要が生じたときに取り消すものに限る。)、又は使用者が地震、火災、水害等の災害その他特別の事情により行政財産を使用できなくなったとき、その全部又は一部を還付することができる。この場合において、年額又は月額による使用料にあっては月割り又は日割りによって計算した額を還付するものとする。

(損害賠償)

第6条 行政財産を使用するものが、その使用によって行政財産に損害を与えたときは、その損害を弁償しなければならない。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、この条例に定める使用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和52年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際現に使用させている行政財産に係る使用料は、当該使用期間が満了するまでの間は、この条例による使用料とみなす。

附 則(平成10年3月30日 条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則(平成12年3月27日 条例第2号)抄



様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

令和 8 年 3 月 1 9 日

(宛先) 茅野市長 今井 敦 殿

申請人住所 長野県茅野市宮川 '
氏名 株式会社 カネトモ
代表取締役 伊藤

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	長峰中学校	所在地	茅野市宮川 11,288 番地
使用する部分の 面 積	屋根上 470 m ²		
使 用 目 的	茅野市太陽光発電に係る公共施設の屋根貸し事業のため		
使 用 期 間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日		
その他必要な事項	上記使用目的による申請のため、事業年度ごとに申請いたします。		

見取り図



様式第120号 (第186条関係)



行政財産使用許可申請書

令和 8 年 2 月 27 日

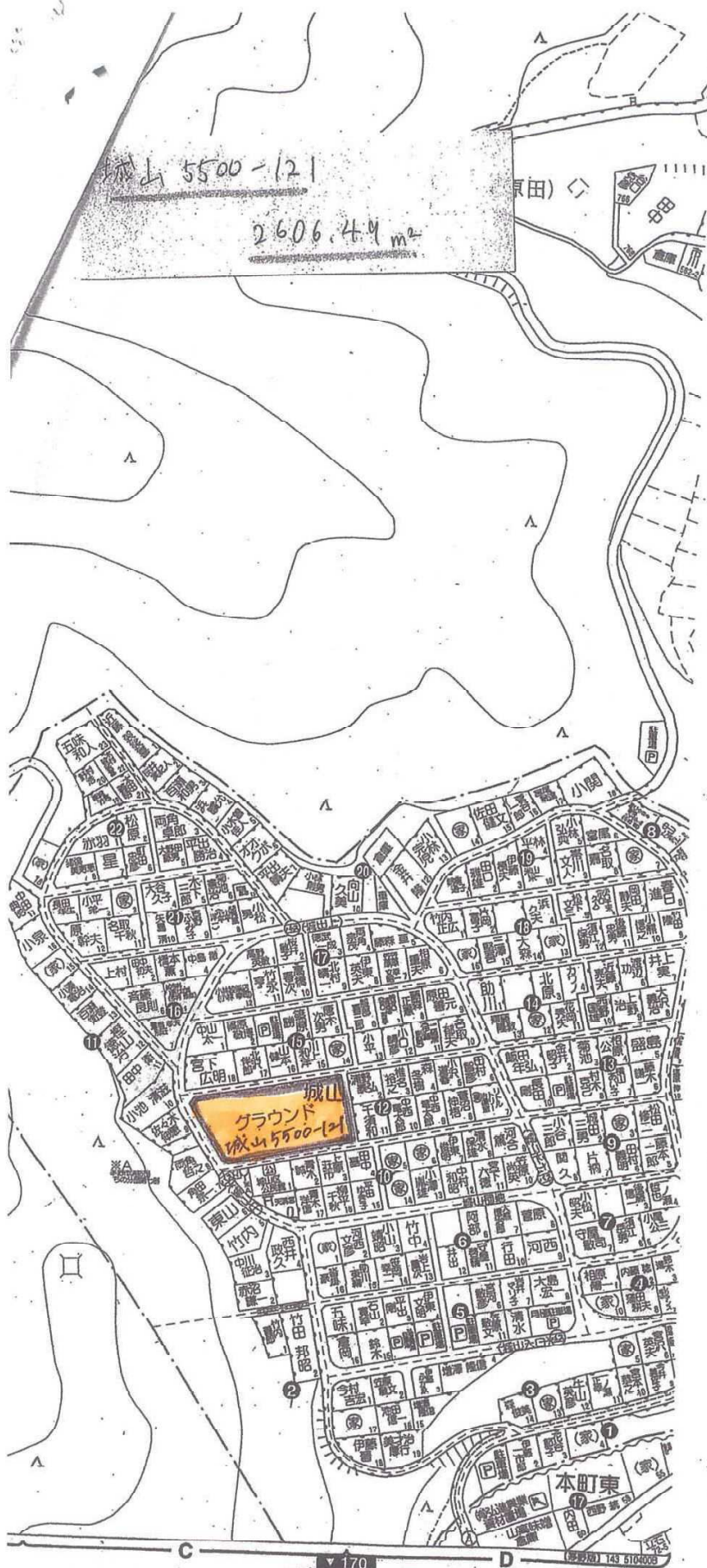
今井 敦 茅野市長 殿

茅野市 城山
城山区 代表区長 筋

下記の通り行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市 保育園 用地	所在地	茅野市城山5500-121 (茅野市城山12-1)
使用する部分の面積	2606.49 m ²		
使用目的	緊急避難所 及び 区民広場 として使用		
使用期間	令和 8 年 4 月 1日から令和 9年 3 月 31 日 迄		
その他必要な事項			



(有)チノモク 茅野市の上郷960-1
TEL 72 4147 FAX 72 5540



上郷 建設アパート 不動産の(株)サンケイ
茅野市の上郷222-4 TEL 0266 72 6196 FAX 0266 72 93



様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

令和 8 年 3 月 8 日

茅野市長 今井 敦 殿

申請人住所 茅野市塚原二丁目 4 番 3 号
南新電気工業株式会社

氏名 代表取締役 金子 好

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	宮川保育園	所在地	茅野市 宮川 4510
使用する部分の面積	屋根上 349.46 m ²		
使用目的	茅野市太陽光発電に係る公共施設の屋根貸し事業のため		
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日		
その他必要な事項	上記使用目的による申請のため、事業年度毎に申請いたします。		



様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

令和 8 年 3 月 8 日

茅野市長 今井 敦 殿

申請人住所 茅野市塚原二丁目 4 番 3 号

南新電気工業株式会社

氏名 代表取締役 金子 好

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	豊平保育園	所在地	茅野市 豊平 2486-1
使用する部分の面積	屋根上 258.20 m ²		
使用目的	茅野市太陽光発電に係る公共施設の屋根貸し事業のため		
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日		
その他必要な事項	上記使用目的による申請のため、事業年度毎に申請いたします。		

様式第 129 号(第 186 条関係)



行政財産使用許可申請書

令和 8 年 2 月 27 日

(宛先) 茅野市長

申請人住所 諏訪市高島 1-22-30

氏名 諏訪市長 金子 ゆかり

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	宮川第二保育園	所在地	茅野市宮川 1277-1
使用する部分の面積	園舎北側駐車場 0.26 m ²		
使用目的	かりんちゃんバス及びチョイソコかりんちゃんの停留所として、バス停を新設するため。		
使用期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日		
その他必要な事項			

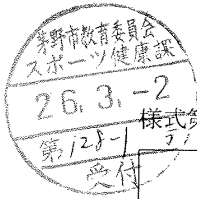
平面図・設置場所

名称 ち01 前宮前



住所 茅野市宮川1279-2内





様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

令和 8 年 3 月 2 日

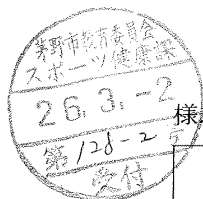
茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市玉川 5 0 0 番地
氏名 特定非営利活動法人
茅野市スポーツ協会
会 長 宮坂 章

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園 総合体育館	所在地	茅野市玉川 5 0 0
使用する部分 の面積	自販機 5 台分		
使用目的	清涼飲料水の自動販売機（5 台）の設置		
使用期間	2 0 2 6 年 4 月 1 日～2 0 2 7 年 3 月 3 1 日		
その他必要な事項	・ 1 台あたり電気料として月額 2, 4 5 0 円、使用料として 9 0 0 円／月×1 2 ヶ月＝1 0, 8 0 0 円を年度末までに指定口座へ納入します。 ・ 週 2 回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

令和 8 年 3 月 2 日

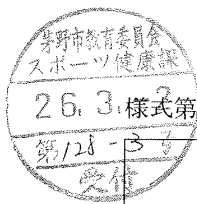
茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市玉川 5 0 0 番地
氏名 特定非営利活動法人
茅野市スポーツ協会
会 長 宮坂 章

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園 第 2 駐車場公衆便所	所在地	茅野市玉川 5 0 0
使用する部分 の面積	公衆便所横（自販機 2 台分）		
使用目的	清涼飲料水の自動販売機（2 台）の設置		
使用期間	2 0 2 6 年 4 月 1 日～2 0 2 7 年 3 月 3 1 日		
その他必要な事項	・ 1 台あたり電気料として月額 2, 4 5 0 円、使用料として 9 0 0 円／月×1 2 ヶ月＝1 0, 8 0 0 円を年度末までに指定口座へ納入します。 ・ 週 2 回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



26.3 様式第129号(第186条関係)

第128-3号
受付

行政財産使用許可申請書

令和8年3月2日

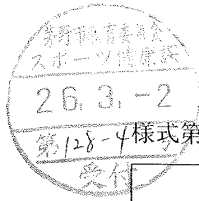
茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市玉川500番地
氏名 特定非営利活動法人
茅野市スポーツ協会
会 長 宮坂 章

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園 野球場	所在地	茅野市玉川 500
使用する部分 の面積	バックネット後方(自販機2台分)		
使用目的	清涼飲料水の自動販売機(2台)の設置		
使用期間	2026年4月1日～2027年3月31日		
その他必要な事項	・1台あたり、使用料として900円/月×12ヶ月＝10,800円を年度末までに指定口座へ納入します。 ・週2回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



行政財産使用許可申請書

令和8年3月2日

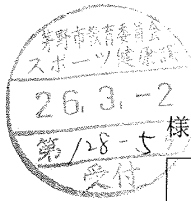
茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市玉川500番地
氏名 特定非営利活動法人
茅野市スポーツ協会
茅野市スポーツ協会
会 長 宮坂 章

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園 広場野球場	所在地	茅野市玉川 500
使用する部分 の面積	バックネット後方（自動販売機2台分）		
使用目的	清涼飲料水の自動販売機（2台）の設置		
使用期間	2026年4月1日～2027年3月31日		
その他必要な事項	・1台あたり、使用料として900円／月×12ヶ月＝10,800円を年度末までに指定口座へ納入します。 ・週2回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

令和 8 年 3 月 2 日

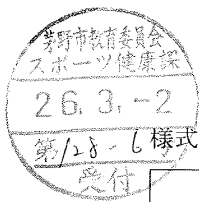
茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市玉川 5 0 0 番地
氏名 特定非営利活動法人
茅野市スポーツ協会
会 長 宮坂 章

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園 テニスコート	所在地	茅野市玉川 5 0 0
使用する部分 の面積	テニスコート横（自販機 2 台分）		
使用目的	清涼飲料水の自動販売機（2 台）の設置		
使用期間	2 0 2 6 年 4 月 1 日～2 0 2 7 年 3 月 3 1 日		
その他必要な事項	・ 1 台あたり、使用料として 9 0 0 円／月×1 2 ヶ月＝1 0 , 8 0 0 円を年度末までに指定口座へ納入します。 ・ 週 2 回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



行政財産使用許可申請書

令和8年3月2日

茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市玉川500番地
氏名 特定非営利活動法人
茅野市スポーツ協会
会 長 宮坂 章

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園 陸上競技場	所在地	茅野市玉川 500
使用する部分 の面積	道路南側（自動販売機1台分）		
使用目的	清涼飲料水の自動販売機（1台）の設置		
使用期間	2026年4月1日～2027年3月31日		
その他必要な事項	・1台あたり、使用料として900円／月×12ヶ月＝10,800円を年度末までに指定口座へ納入します。 ・週2回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



様式第129号(第186条関係)

行政財産使用許可申請書

令和8年3月11日

茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市塚原二丁目11番25号
氏名 茅野市総合サービス株式会社
代表取締役社長 金子 好

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野運動公園 バッティングセンター	所在地	茅野市玉川500
使用する部分 の面積	自販機2台分		
使用目的	清涼飲料水(2台)の自動販売機の設置		
使用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
その他必要な事項	・1台あたり、電気料として月額2,450円、使用料として月額900円を指定口座へ納入します。 ・週2回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



行政財産使用許可申請書

令和8年3月11日

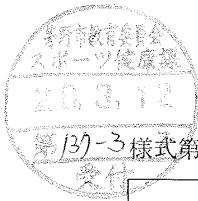
茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市塚原二丁目11番25号
氏名 茅野市総合サービス株式会社
代表取締役社長 金子 好房

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園 ゴルフ練習場	所在地	茅野市玉川500
使用する部分 の面積	自販機4台分		
使用目的	清涼飲料水（4台）の自動販売機の設置		
使用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
その他必要な事項	・1台あたり、使用料として月額900円を指定口座へ納入します。 ・週2回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



第131-3様式第129号(第186条関係)

行政財産使用許可申請書

令和8年3月11日

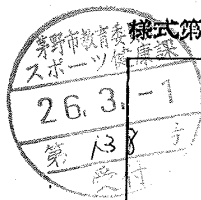
茅野市長 今井 敦 様

住所 茅野市塚原二丁目11番25号
氏名 茅野市総合サービス株式会社
代表取締役社長 金子 好成

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野運動公園 国際スケートセンター	所在地	茅野市玉川500
使用する部分 の面積	テントハウス内（自販機1台分）		
使用目的	清涼飲料水（1台）の自動販売機の設置		
使用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日		
その他必要な事項	・1台あたり、使用料として月額900円を指定口座へ納入します。 ・週2回以上空容器の回収を行い、周辺の美化に努めます。		



様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

2026 年 3 月 / 日

(宛先) 茅野市長

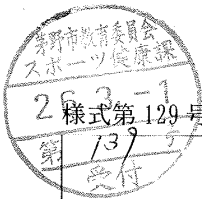
申請人住所

氏名 中村 正幸

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園陸上競技場 プレハブ倉庫横コンテナ 第4倉庫内棒高用収納フック	所在地	茅野市玉川500番地
使用する部分 の面積等	上記行政財産の一部		
使用目的	通常運搬が困難な陸上競技用品を保管するため		
使用期間	許可の日から		
その他必要な事項 (保管希望用品の 名称及び数量)	・ 正規ハードル 4台 ✓ ・ メディシフボール 2kg 3個 3kg 3個 ・ 保管用BOX 白1個 赤1個 ・ ウェイトラケット 7.5kg 2本 10kg 2本 ・ ウェイトプレート 2.5kg . 5kg . 10kg . 20kg 各4枚 ・ ウェイトベンチ 2台 ・ スレット 2台 ・ ・		



様式第129号(第186条関係)

行政財産使用許可申請書

2026 年 3 月 2 日

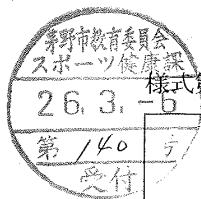
(宛先) 茅野市長 殿

申請人住所 茅野市豊平5000-1
氏 名 公立諏訪東京理科大学
学長 濱田 州博

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園陸上競技場 プレハブ倉庫横コンテナ 第4倉庫内棒高用収納フック	所在地	茅野市玉川 500 番地
使用する部分 の面積等	上記行政財産の一部		
使用目的	通常運搬が困難な陸上競技用品を保管するため		
使用期間	許可の日から		
その他必要な事項 (保管希望用品の 名称及び数量)	・ミニハードル類 1セット ・ボックスジャンプ台 1セット ・砲丸、円盤 各1個		



様式第 129 号(第 186 条関係)

行政財産使用許可申請書

8 年 3 月 6 日

(宛先) 茅野市長

申請人住所 長野県諏訪市岡村二丁目13番28号

氏名 長野県諏訪二葉高等学校
濱 勝 彦

下記のとおり行政財産を使用させていただきます。

記

行政財産の名称	茅野市運動公園陸上競技場 プレハブ倉庫横コンテナ 第4倉庫内棒高用収納フック	所在地	茅野市玉川500番地
使用する部分 の面積等	上記行政財産の一部		
使用目的	通常運搬が困難な陸上競技用品を保管するため		
使用期間	許可の日から		
その他必要な事項 (保管希望用品の 名称及び数量)	・ 別紙 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		

諏訪二葉高校物品一覧（コンテナ）

- ・スレッド 2
- ・ウォーキングメジャー 1
- ・クーラーボックス 1
- ・テーブル 1
- ・踏切版 フラット 1 傾斜 1
- ・ラダー 1
- ・ダイナマックス 2kg 4
- ・ダイナマックス 3kg 6
- ・ダイナマックス 4kg 6
- ・スピードマックス 1
- ・ミニハードル 高 50
- ・ミニハードル 低 100
- ・マーカー 40
- ・マット 18

議案第2号

茅野市教育委員会訓令第 号

茅野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程を次のように定める。

令和8年 月 日

茅野市教育委員会 教育長 山田 利幸

茅野市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、事務処理の能率的な運営を図るため、茅野市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行について、必要な事項を定めるものとする。

(市長の補助機関である職員の補助執行事項)

第2条 次に掲げる事務を市長の補助機関である職員に補助執行させる。

(1) 茅野市公民館に関すること。

(準用)

第3条 この規程に定めるもののほか、補助執行に係る事務の処理については、茅野市教育委員会事務委任、専決及び代決規則（昭和52年茅野市教育委員会規則第2号）を準用する。この場合において、同規則中「生涯学習課長」とあるのは「自治・協働課長」と読み替えるほか、必要な読み替えは、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

茅野市公民館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

茅野市教育委員会 教育長 山田 利幸

茅野市教育委員会規則第 号

茅野市公民館管理規則の一部を改正する規則

茅野市公民館管理規則（昭和 53 年茅野市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「教育係」を「公民館係」に、「分館事業」を「分館活動の支援」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 3 号

茅野市教育委員会に対する事務委任規則（平成 24 年茅野市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「施設等利用給付認定」の次に「並びに同法第 30 条の 15 第 1 項の規定による乳児等のための支援給付認定」を加える。

同条第 2 号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

同条第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業に関すること（確認、効力の停止及び取消しを除く。）

附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

茅野市教育委員会に対する事務委任規則（平成24年茅野市規則第5号）新旧
対照表

改正前	改正後
○茅野市教育委員会に対する事務委任規則 平成24年3月29日 規則第5号 第1条 [略] (委任事項) 第2条 [略] (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項及び第3項の規定による教育・保育給付認定並びに同法第30条の5第1項の規定による施設等利用給付認定に関すること。 (2) 児童福祉法に規定する家庭的保育事業等に関すること（認可、制限及び取消しを除く。）。 新設 (3) [略] (4) [略] (5) [略] (6) [略] 第3条～第4条 [略] 附 則 [略]	○茅野市教育委員会に対する事務委任規則 平成24年3月29日 規則第5号 第1条 [略] (委任事項) 第2条 [略] (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項及び第3項の規定による教育・保育給付認定並びに同法第30条の5第1項の規定による施設等利用給付認定並びに同法第30条の15第1項の規定による乳児等のための支援給付認定に関すること。 (2) 児童福祉法に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関すること（認可、制限及び取消しを除く。）。 新設 (3) 子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業に関すること（確認、効力の停止及び取消しを除く。）。 新設 (4) [略] (5) [略] (6) [略] (7) [略] 第3条～第4条 [略] 附 則 [略]

議案第4号

茅野市教育委員会組織規則（昭和52年茅野市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「
幼児教育係

- (1) 教育・保育給付認定及び施設等利用給付の認定に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等の確認等に関すること。
- (3) 家庭的保育事業等に関すること。

」を「

幼児教育係

- (1) 教育・保育給付認定並びに施設等利用給付の認定並びに乳児等のための支援給付認定に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに特定子ども・子育て支援施設等並びに特定乳児等通園支援事業者の確認等に関すること。
- (3) 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に関すること。

」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

議案第5号

茅野市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月 日

茅野市教育委員会 教育長

茅野市教育委員会規則第 号

茅野市教育委員会公告式規則（平成4年茅野市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「署名」の次に「(地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条第4項の総務省令で定める措置を含む。)」を加え、同条第2項中「掲示して」を「掲示し、又は市ホームページに掲載して」に改める。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。

その他 1

令和 8 年茅野市議会 3 月定例会一般質問要旨

こども部、生涯学習部

件 名	回 答 要 旨
○ 伊藤 勝 議員 7 中学校部活動の地域展開について 【要旨】昨年 12 月議会の答弁で挙げられた、保護者負の経済的負担や送迎、施設利用料、実施時期といった不安に対し、市がどのように解消を図るのかを問う。 (1) 保護者の経済的負担、送迎に係る負担に対する考えは (2) 部活動の地域展開と社会体育との関係は (3) 教育的視点はどのように引き継ぐのか	【答弁：教育長】 担当課：学校教育課 ・中学校部活動の現状と地域展開の背景を説明。 少子化の影響により、市内の中学校では、10 年間で生徒数が約 280 人減少した。学校単位でのチーム編成が困難になり、合同チームでの活動が増えるなど、従来の運営維持が厳しくなっている。市では、国の指針に基づき、令和 8 年度中の休日部活動の地域展開、令和 13 年度末までの完全移行を目指して段階的に取り組んでいる。 (1) 地域展開後の運営は、保護者による費用負担と送迎を原則とした自立的な形を目指している。市としては、地域クラブに対し、会費設定の抑制や送迎負担の最小限化を促す。また、認定された活動団体には、学校施設の使用料免除や優先予約などのメリットを設け、保護者の過度な負担軽減を図る。 (2) かつての社会体育活動は、学校部活動との二重参加による長時間練習や怪我、睡眠不足が課題となっていた。そのため長野県の指針に基づき、現在は、従来の「部活動の延長」としての社会体育は、原則終了している。新たな地域展開においては、多様な組織や民間団体が主体となって運営していくことを想定している。 (3) 活動の場が地域に移っても、部活動が培ってきた社会性や協調性を育む教育的価値は継承されと考えている。専門的な指導や学校を越えた交流といった利点を活かしつつ、市教育委員会が指導者研修を行う等、安全で適切な活動環境を確保する。
○木村かほり 議員 9 茅野市における組織改正と公民館制度の今後について 【要旨】令和 8 年 4 月の組織改正において、行政の効率化を図る一方で公民館の役割や位置づけをどう整理するのか明確化が求められている。市として公民館制度を維持し「生涯学習都市宣言」の理念を継続する考えを示すことが重要。組織改正後の公民館制度の方向性と住民主体の学びの保障について聞く。 (1) 組織改正の目的と公民館の役割や位置づけについて	【答弁：市長】 担当課：生涯学習課 (1) 人口減少による地域コミュニティの担い手不足に対応するため、これまで分断されていた「生涯学習」と「まちづくり（住民自治）」の部署を統合。これにより、縦割りを解消して支援体制を一本化し、個人の学びが地域の課題解決に直結する仕組みを構築する。 (2) コミュニティ、市民活動及び生涯学習の推進を所管する係を統合し、パートナーシップのまちづくりに再び生涯学習を組み込むことで、「学び」を住民自治の実践につなげることが可能になる。 (3) 「生涯学習都市宣言」の理念を継承し、個人の人生を豊かにするだけでなく、住民が主体となって地域社会を決定する「学びによる自治」を強化する。「生涯学習都市宣言」と同時に策定した「茅野市生涯学習都市構想」に

(2) 改正による業務効率化および行政内の連携による効果について (3) 公民館制度の維持と生涯学習都市宣言の理念継続について	立ち返り、住民自治と団体自治がそれぞれの役割を果たしながら持続可能な「新しいまちづくりの仕組み」を構築する。
○木村 かほり 議員 10 「CHUKOらんどチノチノ」の機能強化による中高生・若者支援の推進について 【要旨】現代の子どもや若者が抱える貧困などの多様な課題に対し、安心できる居場所と早期支援の重要性が高まっている。本市において25年にわたり中高生の自主的な活動を支えてきた「CHUKOらんどチノチノ」の実績を踏まえ、今後の支援機能の拡充について伺う。 (1) 「CHUKOらんどチノチノ」の相談や社会参加支援の現状について (2) 「CHUKOらんどチノチノ」の機能強化について (3) 横断的連携の推進について	【答弁：教育長】 担当課：こども課 (1) 「CHUKOらんどチノチノ」は開設から24年にわたり、単なる居場所を超えた、子どもたちの「自治」と「成長」の場として運営。毎日約30人の中高生がバンド練習や学習などで自由に過ごす中、職員は、日常の挨拶や表情の変化から小さな異変の察知や、信頼関係を築くことを重視している。また、子ども運営委員会が主体となり「やりたいこと」を形にし、大人がそれに伴走することで、社会参加への接点を創出している。 (2) 多様化・複雑化する子どもたちの課題に対応するため、支援の要となる職員の力量向上と体制強化を図ります。具体的には、令和8年度から新たに「地域おこし協力隊」を活用する予定で、既存の職員とともに新しい発想を取り入れ、「ベルビア」内の店舗や人々とのつながりも深め、子どもたちの活動をさらに活性化することを目指す。 (3) 困難を抱える子どもを孤立させないよう、「こども家庭センター 育ちあいちの」などの専門機関と緊密に連携し、支援の輪を広げている。また、ベルビアという拠点性を活かし、周辺事業者との連携を深め、子どもたちのリアルな声をまちづくりに反映させる役割を担う。行政・住民・子どもが協働してきた24年の実績を礎に、今後も中高生の可能性を信じ、挑戦を支える拠点として運営を継続する。
○机 博文 議員 20 県立高校再編の進捗状況と市の関与について 【要旨】少子化による生徒数減少と市内唯一の県立高校である茅野高校の志望率低迷を受け、県が進める「茅野富士見新校（仮称）」案に対し、地域特性や将来需要を踏まえた「生徒に選ばれる魅力ある学校づくり」に向けた市の見解と関与の仕方を伺う。 (1) 県立高校再編に期待することは (2) 再編に対し、市としてどのように関わることができるか	【答弁：市長】 担当課：学校教育課 (1) 少子化により県立高校の小規模化が進む中、長野県は「学びの質の確保」を目的とした再編を進めている。特に市内唯一の県立校茅野高校は、志望率が低迷しており、立地だけでなく、生徒に選ばれるような特色ある学科・コースの創設など、学びの内容そのものの魅力を高めることが急務となっている。 市では、諏訪圏域の人口比率に対して現在の学校配置（湖周5校に対し八ヶ岳西麓1校）に偏りがあるとし、再編を通じてこのバランスが是正されることを強く求めている。また、特定の分野に特化した学びや資格取得など、生徒が将来の夢を描ける「選ばれる新校」の創設に大きな期待を寄せている。 (2) 高校教育は、地域社会にとって極めて重要な環境で

	あるため、市は県教育委員会の所管という枠に留まらず、積極的に関与していく方針。近隣市町村とも連携し、単なる提言に終わらせることなく、より良い教育環境の実現に向けて県への働きかけや協力を強化する。
○机 博文 議員 20 「こども誰でも通園制度」の運用について 【要旨】 国の「子ども未来戦略」に基づき、親の就労状況に関わらず時間単位で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」が創設される。2026年度から全国の自治体で本格実施されるにあたり、茅野市における具体的な実施方法や、運用上の課題、今後の方向性について伺う。 (1) 茅野市での実施方法について (2) 現状の課題と今後の方向性について	【答弁：教育長】 担当課：幼児教育課 (1) 茅野市では、生後6ヶ月から満3歳未満を対象に、月10時間以内の枠内で泉野保育園での実施を予定している。保育士1名を配置して1日3名までを受け入れ、豊かな自然を活かした体験や同世代との交流を促進する。また、単なる預かりだけでなく、こども家庭センター「育ちあいの」と連携した保護者への育児相談・支援も並行して実施する。 (2) 円滑なスタートのため、当面は午前中の受け入れに限定して体制を整える。慢性的な保育士不足が今後の拡大に向けた課題。国が提供する予約システムを導入することで、保護者の利便性向上と現場の事務負担軽減を図る。
○向山 平和 議員 23 小学校給食費の無償化について 【要旨】 今年4月から「小学校給食費の無償が実現」と言われている。国の予算が確定していない状況ですが、茅野市はどう制度設計をするのか伺う。 (1) 国の制度及び国の財政負担はどのようなになっていますか (2) 国の財政負担と茅野市の2026年度の小学校の給食費との差額、一食当たり及び一人当たり年額はいくらになりますか (3) アレルギー、不登校などの理由で給食を停止している児童への対応は (4) 保護者への説明はどのように行っていますか (5) 保護者負担をゼロとする考えはありますか	【答弁：教育長】 担当課：学校教育課 (1) 国は「学校給食負担軽減事業」を創設する見込みだが、詳細な要綱等は未発表。現時点では、国と県が財政負担を半分ずつ分担し、自治体の子育て支援を後押しする制度とされている。 (2) 令和8年度の小学校給食費は、1人あたり年額71,000円（1食355円）を見込んでいる。国・県からの支援額は、年額57,200円（1食286円）と算定されるため、保護者負担との差額は、年間13,800円（1食69円）となる見通し。 (3) アレルギーや不登校で給食を食べていない児童への対応は、国の制度確定を待って検討する。 (4) 保護者に対しては、給食費や徴収方法の変更について、事業の正式決定後に速やかに文書で通知する予定。 (5) 市は、自校給食の維持と質の確保を優先し、食材費の全額市負担（無償化）は行わない考え。多額の運営・食材経費や施設維持費が必要となるため、国の支援による大幅な負担軽減を図りつつ、引き続き保護者に食材費の負担を求める方針。
○野沢 明夫 議員 19 地区コミュニティセンターの機能と職員体制について	【答弁：市長】 担当課：生涯学習課 (1) 令和8年4月から、キャッシュレス化やコンビニ交付の普及に伴い、宮川・米沢・豊平・玉川・湖東・中大塩の6地区で証明書発行と収納業務を廃止。一方で遠方の

【要旨】 令和8年4月から地区コミュニティセンターの出張所業務が見直され、証明書発行や収納業務が縮小、廃止される。その機能、職員体制の今後について問う。 (1) 業務見直しの影響と効果について (2) 地域の活力を活用した運営について (3) 他の公共施設との複合化の具体化策について (4) 公民館の部局移管変更に伴う業務変更や影響について	3地区(泉野・金沢・北山)は継続し、利便性を維持する。事務効率化により捻出した人的資源は、本来地区コミュニティセンターが担う役割へ振り分け、単なる窓口業務から「地域の困りごとを解決するコーディネーター」として機能するよう充実させる。 (2) 住民主体の管理運営を検討する中で、地区コミュニティセンターが管理運営を担うことは制度的に可能であるが、担い手不足等の懸念から難しいと考える。その代替策として、地域に精通した「集落支援員」の任用を5地区で進めている。これにより、国の財政措置を活用しながら、地域の活力をいかした持続可能な支援体制に繋げる。 (3) 「機能維持と面積削減」を掲げ、先行として宮川地区コミュニティセンターの事務室を中央公民館へ移転。 (4) 組織統合によって指示系統を一本化し、区・自治会への支援を効率化する。公民館の「学び」を地域の「課題解決」へと繋げ、一つの窓口でまちづくりと公民館事業の両方の相談ができる体制を整える。
---	---

令和 8 年茅野市議会 3 月定例会議決結果

議案番号・件名		議決年月日	議決結果
議案第 1 号	令和 7 年度茅野市一般会計補正予算（第 7 号）について	令和8年2月24日	承認
議案第 2 号	令和 7 年度茅野市一般会計補正予算（第 8 号）について	令和8年2月24日	承認
議案第 3 号	権利の放棄について	令和8年3月19日	可決
議案第 4 号	令和 7 年度永明小中学校メイングラウンド等整備工事（債務負担）の請負契約について	令和8年3月19日	可決
議案第 5 号	令和 6 年度交付金永明地区 2 級 2 6 号線交差点改良工事（債務負担）の変更請負契約について	令和8年3月19日	可決
議案第 6 号	市道路線の認定について（玉川長峰地籍）	令和8年3月19日	可決
議案第 7 号	市道路線の廃止について（玉川長峰地籍）	令和8年3月19日	可決
議案第 8 号	市道路線の廃止について（湖東須栗平地籍）	令和8年3月19日	可決
議案第 9 号	公の施設の指定管理者の指定について	令和8年3月19日	可決
議案第 10 号	茅野市監査委員選任の同意を求めることについて	令和8年2月24日	同意
議案第 11 号	茅野市公告式条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第 13 号	茅野市非常勤の特別職の職員の費用弁償に関する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第 14 号	茅野市職員等の旅費に関する条例について	令和8年3月19日	可決

議案番号・件名		議決年月日	議決結果
議案第15号	地方自治法等の規定により出頭した関係人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第16号	茅野市公共施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第17号	茅野市宿泊税交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第18号	茅野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第19号	茅野市学童クラブ条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第20号	茅野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	令和8年3月19日	可決
議案第21号	茅野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第22号	茅野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第23号	茅野市下水道条例の一部を改正する条例について	令和8年3月19日	可決
議案第24号	令和7年度茅野市一般会計補正予算（第9号）について	令和8年3月19日	可決
議案第25号	令和8年度茅野市一般会計予算について	令和8年3月19日	可決
議案第26号	令和8年度茅野市国民健康保険特別会計予算について	令和8年3月19日	可決
議案第27号	令和8年度茅野市後期高齢者医療特別会計予算について	令和8年3月19日	可決

議案番号・件名		議決年月日	議決結果
議案第28号	令和8年度茅野市水道事業会計予算について	令和8年3月19日	可決
議案第29号	令和8年度茅野市下水道事業会計予算について	令和8年3月19日	可決
議案第30号	令和8年度茅野市米沢鋳物師屋財産区特別会計予算について	令和8年3月19日	可決
議案第31号	令和8年度茅野市湖東白井出財産区特別会計予算について	令和8年3月19日	可決
議案第32号	令和8年度茅野市豊平下菅沢財産区特別会計予算について	令和8年3月19日	可決
議案第33号	令和8年度茅野市泉野大日影財産区特別会計予算について	令和8年3月19日	可決

請願・陳情番号・件名		議決年月日	議決結果
陳 情 4	消炎鎮痛剤や抗アレルギー薬など、薬の追加負担を行わないことを求める陳情書	令和8年3月19日	不採択

議案番号・件名		議決年月日	議決結果
議 第 1号	決議案の提出について（世界各地での紛争の即時停止と平和的解決を求める）	令和8年3月19日	可決

その他 3

所属、異動、昇任等

内示書

令和 8 年(2026年) 4 月 1 日

新所属	氏名	現所属
市民環境部 部長（参事）	守屋 正弘	健康福祉部社会福祉課 課長（副参事）
諏訪南行政事務組合事務局（兼務） 事務局長	（守屋 正弘）	
健康福祉部 部長（参事）	丸茂 優子	諏訪広域連合介護保険課 課長（副参事）
福祉事務所（兼務） 所長	（丸茂 優子）	
こども家庭センター（兼務） 副センター長	（丸茂 優子）	
都市建設部 部長（参事）	柳平 智秀	都市建設部建設企画課 課長（副参事）
会計管理者 管理者（参事）	北澤 ゆき子	健康福祉部保険課 課長（副参事）
会計課（兼務） 課長（事務取扱）	（北澤 ゆき子）	
議会事務局 局長（参事）	北澤 正	市民環境部 部長（参事）
健康福祉部付広域福祉 担当部長（参事）	牛山 明広	議会事務局 局長（参事）
諏訪広域連合介護保険課（兼務） 課長（事務取扱）	（牛山 明広）	
総務部危機管理防災課 課長（副参事）	篠原 道明	総務部防災課 課長（副参事）
企画部付（公立大学法人公立諏訪東京理科大学派遣） 担当課長（副参事）	春日 雅彦	教育委員会事務局こども部学校教育課 課長補佐（主幹）
市民環境部市民課 課長（副参事）	永澤 美代子	市民環境部市民課 課長（副参事）
市民環境部市民課消費生活センター（兼務） センター長	（永澤 美代子）	市民環境部市民課消費生活センター（兼務） センター長
諏訪南行政事務組合事務局総務斎場課（兼務） 課長	（永澤 美代子）	諏訪南行政事務組合事務局総務斎場課（兼務） 課長
諏訪南行政事務組合静香苑（兼務） 場長	（永澤 美代子）	諏訪南行政事務組合静香苑（兼務） 場長
	（永澤 美代子）	市民環境部市民課市民係（兼務） 係長（事務取扱）
	（永澤 美代子）	市民環境部市民課消費生活センター（兼務） 次長（事務取扱）
	（永澤 美代子）	諏訪南行政事務組合事務局総務斎場課総務斎場係（兼務） 係長（事務取扱）
市民環境部自治・協働課 課長（副参事）	宮下 孝	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課 課長（副参事）
市民環境部美サイクルセンター センター長（副参事）	飯島 正彦	都市建設部都市計画課 課長補佐（主幹）
諏訪南行政事務組合事務局廃棄物施設課（兼務） 課長	（飯島 正彦）	
諏訪南行政事務組合諏訪南清掃センター（兼務） 所長	（飯島 正彦）	
諏訪南行政事務組合諏訪南リサイクルセンター（兼務） 所長	（飯島 正彦）	
健康福祉部社会福祉課 課長（副参事）	立石 武彦	健康福祉部保健福祉サービスセンター センター長補佐（主幹）
健康福祉部地域福祉課地域障害者自立生活支援センター（兼務） センター長	（立石 武彦）	
健康福祉部地域福祉課生活就労支援センター（兼務） センター長	（立石 武彦）	
健康福祉部保険課 課長（副参事）	笹岡 俊江	教育委員会事務局こども部幼児教育課 課長（副参事）
都市建設部建設企画課 課長（副参事）	藤森 岳肇	都市建設部上下水道課 課長補佐（主幹）
教育委員会事務局こども部幼児教育課 課長（副参事）	山本 貢史	教育委員会事務局こども部幼児教育課 課長補佐（主幹）
教育委員会事務局生涯学習部文化財課 課長（副参事）	東城 真平	市民環境部美サイクルセンター センター長（副参事）
教育委員会事務局生涯学習部青少年自然の森（兼務） 所長	（東城 真平）	
教育委員会事務局生涯学習部文化財課縄文プロジェクト推進室（兼務） 室長	（東城 真平）	

所属、異動、昇任等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

新所属		氏名	現所属	
総務部財政課	課長補佐（主幹）	阿部 憲一	健康福祉部保健福祉サービスセンター	センター長補佐（主幹）
総務部財政課管財施設管理（兼務）	担当（事務取扱）	（阿部 憲一）		
健康福祉部付（茅野市社会福祉協議会派遣）	課長補佐（主幹）	国枝 百合恵	健康福祉部保険課	課長補佐（主幹）
健康福祉部社会福祉課	課長補佐（主幹）	辻井 まどか	産業経済部商工課工業・産業振興係工業・産業振興	担当（副主幹）
健康福祉部社会福祉課生活福祉係（兼務）	係長（事務取扱）	（辻井 まどか）		
健康福祉部社会福祉課生活就労支援センター（兼務）	次長（事務取扱）	（辻井 まどか）		
都市建設部建設課	課長補佐（主幹）	宮下 晶弘	都市建設部上下水道課	課長補佐（主幹）
都市建設部建設課維持係	係長（事務取扱）	（宮下 晶弘）		
都市建設部都市計画課	課長補佐（主幹）	本山 昭栄	都市建設部都市計画課	課長補佐（主幹）
都市建設部都市計画課建築係（兼務）	係長（事務取扱）	（本山 昭栄）		
都市建設部上下水道課	課長補佐（主幹）	荒井 憲一	産業経済部農林課	課長補佐（主幹）
都市建設部上下水道課上水道整備係（兼務）	係長（事務取扱）	（荒井 憲一）		
教育委員会事務局子ども部子ども課	課長補佐（主幹）	五味 健太郎	都市建設部都市計画課	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局子ども部子ども課子ども・家庭相談係（兼務）	係長（事務取扱）	（五味 健太郎）		
子ども家庭センター（兼務）	担当（事務取扱）	（五味 健太郎）		
教育委員会事務局子ども部幼児教育課	課長補佐（主幹）	小平 昌紀	健康福祉部付（茅野市社会福祉協議会派遣）	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局子ども部幼児教育課保育総務係（兼務）	係長（事務取扱）	（小平 昌紀）		
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課	課長補佐（主幹）	伊藤 利恵	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課図書係（兼務）	統括	（伊藤 利恵）	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課図書図書係（兼務）	係長（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課図書図書係（兼務）	係長（事務取扱）	（伊藤 利恵）		
教育委員会事務局生涯学習部文化財課	課長補佐（主幹）	山科 哲	教育委員会事務局生涯学習部文化財課	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局生涯学習部尖石縄文考古館（兼務）	館長	（山科 哲）	教育委員会事務局生涯学習部尖石縄文考古館考古館係（兼務）	係長（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部文化財課縄文プロジェクト推進室（兼務）	次長（事務取扱）	（山科 哲）	教育委員会事務局生涯学習部文化財課縄文プロジェクト推進室（兼務）	次長（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部文化財課	課長補佐（主幹）	今井 由香	教育委員会事務局生涯学習部文化財課	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局生涯学習部尖石縄文考古館考古館係（兼務）	係長（事務取扱）	（今井 由香）	教育委員会事務局生涯学習部文化財課尖石縄文考古館考古館係総務	担当（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部文化財課縄文プロジェクト推進室（兼務）	次長（事務取扱）	（今井 由香）	教育委員会事務局生涯学習部文化財課縄文プロジェクト推進室（兼務）	次長（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部文化財課	課長補佐（主幹）	柳川 英司	教育委員会事務局生涯学習部文化財課	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局生涯学習部神長官守矢史料館（兼務）	館長	（柳川 英司）	教育委員会事務局生涯学習部文化財課文化財係（兼務）	係長（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部文化財課文化財係（兼務）	係長（事務取扱）	（柳川 英司）	教育委員会事務局生涯学習部文化財課縄文プロジェクト推進室（兼務）	次長（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部文化財課縄文プロジェクト推進室（兼務）	次長（事務取扱）	（柳川 英司）	教育委員会事務局生涯学習部文化財課八ヶ岳総合博物館博物館係守矢史料館（兼務）	担当（事務取扱）
教育委員会事務局生涯学習部スポーツ健康課	課長補佐（主幹）	長岡 精	産業経済部観光課	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局生涯学習部スポーツ健康課スポーツ健康係国スポ・全障スポ準備	担当（事務取扱）	（長岡 精）		
教育委員会事務局国スポ・全障スポ準備室（兼務）	次長（事務取扱）	（長岡 精）		
教育委員会事務局生涯学習部スポーツ健康課	課長補佐（主幹）	白鳥 順也	総務部財政課	課長補佐（主幹）
教育委員会事務局生涯学習部スポーツ健康課スポーツ健康係施設整備	担当（事務取扱）	（白鳥 順也）		
国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会準備室（兼務）	担当（事務取扱）	（白鳥 順也）		

所属、異動、昇任等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

新所属	氏名	現所属
茅野市総合サービス株式会社 次長（主幹）	田中 美和	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課 課長補佐（主幹）
総務部税務課諸税係 係長（副主幹）	齋藤 香代子	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係 係長（副主幹）
総務部税務課収税係 係長（副主幹）	坂本 清久	産業経済部商工課工業・産業振興係 主査
総務部危機管理防災課危機管理防災係 係長（副主幹）	土岐 篤広	総務部防災課防災係 係長（副主幹）
企画部地域創生課広報係 係長（副主幹）	功力 崇	総務部税務課諸税係 係長（副主幹）
企画部移住・交流推進室移住・交流推進係移住・交流推進（兼務） 担当	（功力 崇）	
市民環境部市民課市民係 係長（副主幹）	五味 俊英	教育委員会事務局生涯学習部スポーツ健康課スポーツ健康係施設整備 担当（副主幹）
市民環境部市民課消費生活センター（兼務） 次長	（五味 俊英）	
諏訪南行政事務組合事務局総務斎場課総務斎場係（兼務） 係長	（五味 俊英）	
市民環境部自治・協働課地域コミュニティ係 係長（副主幹）	飯山 創一郎	総務部税務課資産税係 主査
市民環境部自治・協働課市民活動係 係長（副主幹）	宮下 りよ	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課市民活動推進係 係長（副主幹）
市民環境部自治・協働課公民館係 係長（副主幹）	五味 雅美	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館教育係 係長（副主幹）
市民環境部玉川地区コミュニティセンター 所長（副主幹）	伊藤 信博	市民環境部玉川地区コミュニティセンター 所長（副主幹）
市民環境部中央公民館玉川地区公民館（兼務） 参事	（伊藤 信博）	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館玉川地区公民館（兼務） 参事
市民環境部中大塩地区コミュニティセンター 所長（副主幹）	小林 靖子	茅野市総合サービス株式会社 次長（副主幹）
市民環境部中央公民館中大塩地区公民館（兼務） 参事	（小林 靖子）	
市民環境部美サイクルセンター業務係施設整備 担当（副主幹）	宮坂 和徳	市民環境部美サイクルセンター業務係 主査
諏訪南行政事務組合事務局廃棄物施設課廃棄物施設係（兼務） 担当	（宮坂 和徳）	諏訪南行政事務組合事務局廃棄物施設課廃棄物施設係（兼務） 主査
健康福祉部社会福祉課高齢福祉係 係長（副主幹）	矢島 秀明	総務部財政課財政係 主査
健康福祉部保険課後期高齢・福祉医療係 係長（副主幹）	小松 輝彦	選挙管理委員会事務局選挙係 係長（副主幹）
健康福祉部保健福祉サービスセンター福祉21推進係 係長（副主幹）	荒井 紀彦	健康福祉部社会福祉課高齢福祉係 係長（副主幹）
健康福祉部保健福祉サービスセンター西部地域福祉推進係 係長（副主幹）	伊藤 浩志	教育委員会事務局こども部こども課こども・家庭相談係 係長（副主幹）
兼健康福祉部保健福祉サービスセンター西部保健福祉サービスセンター（兼務） 所長	（伊藤 浩志）	
産業経済部農林課農政係 係長（副主幹）	宮嶋 亮太	産業経済部農林課農政係 主査
農業委員会事務局農地係農地（兼務） 担当	（宮嶋 亮太）	
産業経済部農林課土改改良係 係長（副主幹）	名取 弘晃	都市建設部建設課維持係 係長（副主幹）
産業経済部商工課商業労政係 係長（副主幹）	清水 圭	都市建設部上下水道課給水維持係 主査
産業経済部観光課観光係 係長（副主幹）	東城 昭紀	産業経済部農林課農政係 係長（副主幹）
都市建設部建設課建設係建設 担当（副主幹）	長田 勇人	都市建設部建設課建設係 主査
都市建設部都市計画課住宅係 係長（副主幹）	宮下 拓磨	産業経済部商工課商業労政係 係長（副主幹）
都市建設部上下水道課給水維持係 係長（副主幹）	谷 亨	都市建設部上下水道課給水維持係 主査
教育委員会事務局こども部こども課こども・家庭相談係統括支援 担当（副主幹）	関 景子	健康福祉部健康づくり推進課健康推進係 主査
こども家庭センター（兼務） 担当	（関 景子）	
教育委員会事務局こども部学校教育課教育総務係 係長（副主幹）	吉澤 秀樹	企画部地域創生課広報係 係長（副主幹）
教育委員会事務局こども部学校教育課学務係学務 担当（副主幹）	野澤 さやか	教育委員会事務局こども部学校教育課学務係 主査

所属、異動、昇任等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

新所属	氏名	現所属
選挙管理委員会事務局選挙係 係長（副主幹）	藤森 光	総務部税務課市民税係 主査
監査事務局監査係（兼務） 係長	（藤森 光）	
公平委員会事務局（兼務） 係長	（藤森 光）	
総務部 主査	小林 七緒樹	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係 主任
総務部 主査	竹上 賢吾	産業経済部農林課土地改良係 主査
総務部 主査	齊藤 瑛介	都市建設部上下水道課営業係 主査
総務部 主査	小林 真琴	産業経済部農林課農政係 主査
総務部 主査	小林 大祐	諏訪広域連合 （派遣）
企画部 主査	矢崎 陽子	教育委員会事務局生涯学習部図書館図書係 主査
企画部 主査	辻 隼人	健康福祉部保険課国保年金係 主査
企画部付（内閣府地方分権改革推進室派遣） 主査	丸茂 亮輔	産業経済部観光課観光係 主査
市民環境部 主査	内山 誠治	総務部税務課収納係債権管理 担当（副主幹）
市民環境部 主査	加藤 初美	教育委員会事務局こども部幼児教育課保育総務係 主査
市民環境部 主査	林 真路	都市建設部建設課管理係 主査
市民環境部 主査	上田 拓也	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館教育係 主査
市民環境部 保健師（3級）	中谷 恵美	健康福祉部保険課介護保険係 保健師（3級）
健康福祉部 保健師（3級）	清水 幸子	教育委員会事務局こども部こども課こども・家庭相談係 保健師（3級）
健康福祉部 主査	原 功吉	総務部税務課 課長補佐（主幹）
産業経済部 主査	有賀 明子	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係 主査
産業経済部 主査	和氣 高史	農業委員会事務局農地係 主査
産業経済部 主査	野沢 栄司	企画部DX推進室地域DX推進係 主査
産業経済部 主査	氏名後日公表	公立大学法人公立諏訪東京理科大学派遣 主査
産業経済部観光課付（ちの観光まちづくり推進機構派遣） 主査	高橋 秀弥	都市建設部上下水道課営業係 主査
都市建設部 主査	小林 茂俊	教育委員会事務局こども部幼児教育課幼児教育係 主査
都市建設部 主査	笠原 郁子	市民環境部市民課戸籍係 主査
都市建設部 主査	湯田坂 幹雄	教育委員会事務局生涯学習部文化財課 課長（副参事）
教育委員会事務局こども部 主査	加藤 拓馬	都市建設部都市計画課都市計画係 主査
教育委員会事務局生涯学習部 主査	黒澤 俊彦	都市建設部 部長（参事）
教育委員会事務局生涯学習部 主査	伊藤 研一	都市建設部建設企画課 課長補佐（主幹）
農業委員会事務局 主査	木川 末沙希	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館教育係 主査
総務部付（長野県地方税滞納整理機構派遣） 主任	小池 大雅	総務部税務課収税係 主任
健康福祉部 主任	伊藤 幸乃	総務課付 主任
健康福祉部 主任	濱 佑哉	諏訪中央病院組合 （派遣）
都市建設部 主任	両角 喜英	産業経済部農林課林務係 主任
都市建設部 主任	神近 英一	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係 主任

令和8年(2026年) 4月1日

5

昇任等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

[illegible]

所属、異動、昇任等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

新所属		氏名	現所属	
教育委員会事務局こども部中央保育園	園長（副主幹）	鈴木 志織	教育委員会事務局こども部中央保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部金沢保育園	園長（副主幹）	堀内 達矢	教育委員会事務局こども部中央保育園	園長（副主幹）
教育委員会事務局こども部ちの保育園	主任保育士（3級）	伊藤 真理子	教育委員会事務局こども部みどりヶ丘保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部宮川保育園	主任保育士（3級）	河西 昭子	教育委員会事務局こども部豊平保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部玉川保育園	主任保育士（3級）	金子 多恵子	教育委員会事務局こども部小泉保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部豊平保育園	主任保育士（3級）	湯田坂 香織	教育委員会事務局こども部豊平保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部北山保育園	主任保育士（3級）	宮坂 亜紀子	教育委員会事務局こども部玉川保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部中央保育園	主任保育士（3級）	有賀 亜由美	教育委員会事務局こども部泉野保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部米沢保育園	主任保育士（3級）	藤森 沙弓	教育委員会事務局こども部宮川保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部泉野保育園	主任保育士（3級）	井上 美乃里	教育委員会事務局こども部米沢保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部小泉保育園	主任保育士（3級）	濱 あゆみ	教育委員会事務局こども部小泉保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部みどりヶ丘保育園	主任保育士（3級）	本山 里美	教育委員会事務局こども部ちの保育園	主任保育士（3級）
教育委員会事務局こども部ちの保育園	保育士（2級）	黒田 五月	教育委員会事務局こども部玉川保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部ちの保育園	保育士（1級）	石田 紗規	教育委員会事務局こども部泉野保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部宮川保育園	保育士（2級）	新村 祥子	教育委員会事務局こども部ちの保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部宮川保育園	保育士（1級）	菊池 美月	教育委員会事務局こども部中大塩保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部宮川第二保育園	保育士（1級）	三浦 心桜	教育委員会事務局こども部ちの保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部湖東保育園	保育士（3級）	上原 千鶴	教育委員会事務局こども部ちの保育園	保育士（3級）
教育委員会事務局こども部湖東保育園	保育士（2級）	小池 佑佳	教育委員会事務局こども部宮川第二保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部中央保育園	保育士（3級）	竹田 百合香	教育委員会事務局こども部豊平保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部中央保育園	保育士（2級）	宮坂 祐太	教育委員会事務局こども部米沢保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部米沢保育園	保育士（3級）	森元 さやか	教育委員会事務局こども部金沢保育園	保育士（3級）
教育委員会事務局こども部米沢保育園	保育士（1級）	北澤 美桜	教育委員会事務局こども部玉川保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部金沢保育園	保育士（3級）	今村 里乃	教育委員会事務局こども部米沢保育園	保育士（3級）
教育委員会事務局こども部金沢保育園	保育士（2級）	中嶋 幸香	教育委員会事務局こども部中大塩保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部泉野保育園	保育士（1級）	星野 美咲	教育委員会事務局こども部北山保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部小泉保育園	保育士（3級）	守矢 恵里	教育委員会事務局こども部湖東保育園	保育士（3級）
教育委員会事務局こども部中大塩保育園	保育士（3級）	伊東 泉恵	教育委員会事務局こども部みどりヶ丘保育園	保育士（3級）
教育委員会事務局こども部中大塩保育園	保育士（1級）	柿澤 綾乃	教育委員会事務局こども部ちの保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部幼児教育課幼児教育係	保育士（3級）	久保田 彩	教育委員会事務局こども部中央保育園	保育士（3級）
教育委員会事務局こども部幼児教育課幼児教育係	保育士（2級）	二木 茜	教育委員会事務局こども部宮川保育園	保育士（2級）
教育委員会事務局こども部幼児教育課幼児教育係	保育士（1級）	鶴田 明日香	教育委員会事務局こども部宮川保育園	保育士（1級）
教育委員会事務局こども部幼児教育課付	保育士（1級）	増澤 芽生	教育委員会事務局こども部宮川保育園	保育士（1級）

昇任等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

[illegible]

新採用

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

[illegible]

退職者等

内示書

令和8年（2026年）3月31日

[illegible]

所属、異動等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

新所属	氏名	現所属
市民環境部ちの地区コミュニティセンター 所長 (副主幹)	藤森 隆	(再任用)
市民環境部中央公民館ちの地区公民館 (兼務) 参事	(藤森 隆)	
市民環境部宮川地区コミュニティセンター 所長 (副主幹)	小島 吉彦	(再任用)
市民環境部中央公民館 (兼務) 館長	(小島 吉彦)	
市民環境部中央公民館宮川地区公民館 (兼務) 参事	(小島 吉彦)	
市民環境部米沢地区コミュニティセンター 所長 (副主幹)	小松 昌雄	(再任用)
市民環境部中央公民館米沢地区公民館 (兼務) 参事	(小松 昌雄)	
市民環境部豊平地区コミュニティセンター 所長 (副主幹)	北沢 政英	(再任用)
市民環境部中央公民館豊平地区公民館 (兼務) 参事	(北沢 政英)	
市民環境部金沢地区コミュニティセンター 所長 (副主幹)	矢島 美信	(再任用)
市民環境部中央公民館金沢地区公民館 (兼務) 参事	(矢島 美信)	
市民環境部湖東地区コミュニティセンター 所長 (副主幹)	保科 慎一	(再任用)
市民環境部中央公民館湖東地区公民館 (兼務) 参事	(保科 慎一)	
市民環境部北山地区コミュニティセンター 所長 (副主幹)	五味 正忠	(再任用)
市民環境部中央公民館北山地区公民館 (兼務) 参事	(五味 正忠)	
総務部 主査	井出 弘	(再任用)
総務部 主査	柳澤 澄子	(再任用)
総務部 主査	五味 健志	(再任用)
企画部 主査	竹内 こずえ	(再任用)
市民環境部 主査	永澤 政昭	(再任用)
市民環境部 主査	上田 佳秋	(再任用)
健康福祉部 主査	清水 昌夫	(再任用)
産業経済部 主査	兼重 昌弘	(再任用)
都市建設部 主査	寺島 範和	(再任用)
都市建設部 主査	寺澤 寛行	(再任用)
都市建設部 主査	土橋 綾子	(再任用)
都市建設部 主査	伊東 一英	(再任用)
会計課 主査	両角 香代	(再任用)
教育委員会事務局子ども部 主査	五味 留美子	(再任用)
教育委員会事務局子ども部 主査	阿部 香織	(再任用)
教育委員会事務局生涯学習部 主査	田中 ひろみ	(再任用)
議会事務局 主査	小平 雅文	(再任用)

所属、異動等

内示書

令和8年(2026年) 4月1日

[illegible]

所属・異動等

部内異動

令和8年（2026年）4月1日

氏 名	職名	新所属	現所属
井出 弘	主査	総務部総務課行政係	再任用
小林 七緒樹	主査	総務部財政課財政係	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係
竹上 賢吾	主査	総務部税務課資産税係	産業経済部農林課土地改良係
柳澤 澄子	主査	総務部税務課諸税係	再任用
五味 健志	主査	総務部税務課収税係	再任用
齊藤 瑛介	主査	総務部税務課収税係	都市建設部上下水道課営業係
増澤 寛治	主査	総務部危機管理防災課危機管理防災係	総務部防災課防災係
小林 真琴	主査	総務部危機管理防災課危機管理防災係	産業経済部農林課農政係
小林 大祐	主査	総務部消防課消防係	諏訪広域連合
竹内 こずえ	主査	企画部秘書広聴課秘書広聴係	再任用
矢崎 陽子	主査	企画部企画課企画係	教育委員会事務局生涯学習部図書館図書館係
辻 隼人	主査	企画部DX推進課地域DX推進係	健康福祉部保険課国保年金係
内山 誠治	主査	市民環境部市民課戸籍係	総務部税務課収納係
加藤 初美	主査	市民環境部市民課戸籍係	教育委員会事務局こども部幼児教育課保育総務係
林 真路	主査	市民環境部自治・協働課市民活動係	都市建設部建設課管理係
上田 拓也	主査	市民環境部自治・協働課公民館係	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館教育係
功力 由希子	主査	市民環境部自治・協働課地域コミュニティ係	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係
(功力 由希子)		市民環境部自治・協働課地区コミュニティセンター（兼務）	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課地区コミュニティセンター（兼務）
(功力 由希子)		市民環境部中央公民館地区公民館（兼務）	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館地区公民館（兼務）
渡辺 光子	主査	市民環境部自治・協働課地域コミュニティ係	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係
(渡辺 光子)		市民環境部自治・協働課地区コミュニティセンター（兼務）	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課地区コミュニティセンター（兼務）
(渡辺 光子)		市民環境部中央公民館地区公民館（兼務）	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館地区公民館（兼務）
中谷 恵美	保健師（3級）	市民環境部自治・協働課地域コミュニティ係	健康福祉部保険課介護保険係
(中谷 恵美)		市民環境部自治・協働課地区コミュニティセンター（兼務）	
(中谷 恵美)		市民環境部中央公民館地区公民館（兼務）	
中村 佳代子	主査	市民環境部自治・協働課地域コミュニティ係	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係
(中村 佳代子)		市民環境部自治・協働課地区コミュニティセンター（兼務）	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課地区コミュニティセンター（兼務）
(中村 佳代子)		市民環境部中央公民館地区公民館（兼務）	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館地区公民館（兼務）
永澤 政昭	主査	市民環境部環境課公害衛生係	再任用
上田 佳秋	主査	市民環境部美サイクルセンター業務係	再任用
(上田 佳秋)		諏訪南行政事務組合事務局廃棄物施設課廃棄物施設係（兼務）	
柏木 さおり	主査	健康福祉部社会福祉課障害福祉係	健康福祉部保健福祉サービスセンター福祉21推進係
清水 昌夫	主査	健康福祉部社会福祉課生活福祉係	再任用
小林 宣義	主査（派遣）	健康福祉部社会福祉課生活就労支援センター	茅野市社会福祉協議会（派遣 市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課市民活動推進係）
清水 幸子	保健師（3級）	健康福祉部保険課介護保険係	教育委員会事務局こども部こども課こども・家庭相談係
竹村 三和	保健師（3級）	健康福祉部健康づくり推進課健康推進係	健康福祉部保健福祉サービスセンター中部地域福祉推進係

所属・異動等

部内異動

令和8年（2026年）4月1日

氏 名	職名	新所属	現所属
高橋 美紀子	保健師（3級）	健康福祉部保健福祉サービスセンター中部地域福祉推進係	健康福祉部健康づくり推進課健康推進係
（高橋 美紀子）		健康福祉部保健福祉サービスセンター中部保健福祉サービスセンター（兼務）	
原 功吉	主査	健康福祉部保健福祉サービスセンター東部地域福祉推進係	総務部税務課収納係
（原 功吉）		健康福祉部保健福祉サービスセンター東部保健福祉サービスセンター（兼務）	
和氣 高史	主査	産業経済部農林課農政係	農業委員会事務局農地係
有賀 明子	主査	産業経済部農林課農政係	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係
柳平 美穂	主査	産業経済部農林課農政係	産業経済部農林課農政係
（柳平 美穂）			農業委員会事務局農地係（兼務）
野沢 栄司	主査	産業経済部商工課工業・産業振興係	企画部DX推進課地域DX推進係
大島 尚也	主査（派遣）	産業経済部商工課工業・産業振興係	公立大学法人公立諏訪東京理科大学
兼重 昌弘	主査	産業経済部観光課観光係	再任用
寺島 範和	主査	都市建設部建設課管理係	再任用
宮澤 能寿	主査	都市建設部建設課建設係	都市建設部都市計画課都市計画係
寺澤 寛行	主査	都市建設部建設課交通安全係	再任用
小林 茂俊	主査	都市建設部都市計画課都市計画係	教育委員会事務局こども部幼児教育課幼児教育係
土橋 綾子	主査	都市建設部上下水道課庶務経営係	再任用
笠原 郁子	主査	都市建設部上下水道課営業係	市民環境部市民課戸籍係
伊東 一英	主査	都市建設部上下水道課上水道整備係	再任用
湯田坂 幹雄	主査	都市建設部上下水道課給水維持係	教育委員会事務局生涯学習部文化財課
平田 和寛	主査	都市建設部上下水道課下水道管理係	都市建設部建設課建設係
両角 香代	主査	会計課会計係	再任用
阿部 香織	主査	教育委員会事務局こども部こども課こども・家庭相談係	再任用
五味 留美子	主査	教育委員会事務局こども部こども館	再任用
加藤 拓馬	主査	教育委員会事務局こども部幼児教育課保育総務係	都市建設部都市計画課都市計画係
藤森 ルリ子	管理栄養士 兼栄養士（3級）	教育委員会事務局こども部学校教育課教育総務係	教育委員会事務局こども部学校教育課泉野小学校
北澤 美穂	栄養士（3級）	教育委員会事務局こども部学校教育課泉野小学校	教育委員会事務局こども部学校教育課教育総務係
吉田 清香	栄養士（3級）	教育委員会事務局こども部学校教育課北山小学校	教育委員会事務局こども部学校教育課玉川小学校
黒澤 俊彦	主査	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係	都市建設部
田中 ひろみ	主査	教育委員会事務局生涯学習部図書館図書館係	再任用
伊藤 研一	主査	教育委員会事務局生涯学習部スポーツ健康課スポーツ健康係	都市建設部建設企画課
（伊藤 研一）		教育委員会事務局国スポ・全障スポ準備室（兼務）	
小平 雅文	主査	議会事務局議事係	再任用
木川 未沙希	主査	農業委員会事務局農地係	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館教育係
（木川 未沙希）		産業経済部農林課農政係（兼務）	

所属・異動等

部内異動

令和8年（2026年）4月1日

氏 名	職名	新所属	現所属
矢島 友喜	主任	市民環境部自治・協働課地域コミュニティ係	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課コミュニティ推進係
(矢島 友喜)		市民環境部自治・協働課地区コミュニティセンター（兼務）	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課地区コミュニティセンター（兼務）
(矢島 友喜)		市民環境部中央公民館地区公民館（兼務）	教育委員会事務局生涯学習部中央公民館地区公民館（兼務）
倉本 茉弥	主任	市民環境部自治・協働課市民活動係	市民環境部パートナーシップのまちづくり推進課市民活動推進係
板倉 芳明	主任	市民環境部環境課環境保全係	市民環境部市民課戸籍係
伊藤 幸乃	主任	健康福祉部保険課国保年金係	総務課付
高橋 克	主任	健康福祉部保険課国保年金係	新採用
濱 佑哉	主任（派遣）	健康福祉部保健福祉サービスセンター福祉21推進係	諏訪中央病院組合
峰岸 菜穂子	主任	産業経済部農林課農政係	産業経済部農林課農政係
(峰岸 菜穂子)			農業委員会事務局農地係（兼務）
関口 優佳	主任	産業経済部観光課観光係	新採用
肥田 敬之	主任	都市建設部建設企画課建設企画係	新採用
両角 喜英	主任	都市建設部上下水道課給水維持係	産業経済部農林課林務係
神近 英一	主任	都市建設部上下水道課給水維持係	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係
松見 香菜子	主任	教育委員会事務局子ども部こども課こども・家庭支援係	企画部秘書広聴課秘書広聴係
外立 実央	主任（派遣）	教育委員会事務局子ども部こども課こども・家庭相談係	茅野市社会福祉協議会
小林 京子	栄養士（2級） 兼主任	教育委員会事務局子ども部学校教育課玉川小学校	教育委員会事務局子ども部学校教育課北山小学校
佐々木 薫	主事	総務部税務課市民税係	教育委員会事務局子ども部こども課こども・家庭支援係
井出 駿汰	主事	総務部危機管理防災課危機管理防災係	総務部防災課防災係
原 汐	主事	企画部D X推進課自治体デジタル係	新採用
佐藤 圭一	主事	企画部地域創生課地域創生係	新採用
(佐藤 圭一)		企画部地域創生課移住・交流推進室移住・交流推進係（兼務）	
加納 辰郎	主事	企画部地域創生課広報係	新採用
(加納 辰郎)		企画部地域創生課移住・交流推進室移住・交流推進係（兼務）	
藤澤 歩夢	主事	市民環境部自治・協働課公民館係	新採用
赤堀 景澄	保健師（1級） 兼主事	健康福祉部健康づくり推進課健康推進係	新採用
佐野 仁美	主事	産業経済部農林課林務係	新採用
(佐野 仁美)		産業経済部農林課鳥獣被害対策室鳥獣被害対策係（兼務）	
松田 臣二	主事	産業経済部農林課土地改良係	新採用
丸山 泰喜	主事	都市建設部建設課管理係	新採用
野口 利樹	主事	都市建設部建設課建設係	新採用
朝倉 太一	主事	教育委員会事務局子ども部幼児教育課幼児教育係	企画部地域創生課広報係
後藤 麗二	主事	教育委員会事務局子ども部学校教育課学務係	新採用
池井 陽菜	主事	教育委員会事務局生涯学習部生涯学習課生涯学習係	新採用
今井 翔介	主事	教育委員会事務局生涯学習部図書館図書館係	新採用

令和8年（2026年）4月1日

4

教育指導主事・教育支援指導主事任命予定者

番号	職 名	氏 名	年 齢	所 属	備 考
1	教育指導主事 (教科指導 学校教育)	守屋 修介	64	学校教育課	再任(5年目)
2	教育支援指導主事 (教科指導 学校教育)	平田 孝司	69	学校教育課	再任(8年目)
3	教育支援指導主事 (教育相談 学校教育)	帯川 淳也	69	こども課	再任(8年目)
4	教育支援指導主事 (生涯学習 学校教育)	野澤 幹雄	69	中央公民館	再任(8年目)
5	教育支援指導主事 (教科指導 学校教育)	藤木 一弘	68	学校教育課	再任(6年目)
6	教育支援指導主事 (生涯学習 学校教育)	畑中 紀之	68	学校教育課 兼生涯学習課	再任(6年目)

部活動の地域展開の進捗状況について

1 茅野市の基本目標

中学校部活動の地域スポーツ・文化芸術活動への地域展開に向け、「茅野市スポーツ推進計画」「茅野市文化芸術推進計画」を基にして、多様な組織・団体等が運営団体・実施主体となり、学校と調整を図りながら、地域を拠点としたスポーツ・文化芸術の環境づくりを進め、令和13年度までに平日を含めた完全展開を目指し令和8年度中には少なくとも休日の活動について地域展開を進めていく。

2 茅野市の進捗状況

(1) 地域クラブ登録制度策定・募集・認定

● R8年3月16日現在の認定状況

・登録認定済み…5 団体

スポーツ系：軟式野球、サッカー、ハンドボール、卓球、陸上競技

・申請中…8 団体

スポーツ系 7 団体：バレーボール 3 団体、バスケットボール、バドミントン、
陸上競技、自転車トライアル

文化芸術系 1 団体：フラダンス（ハワイ文化学習）

・申請予定…6 団体

スポーツ系 3 団体：軟式野球、陸上競技、バスケットボール

文化芸術系 3 団体：吹奏楽 2 団体、合唱

3 その他中学生を受け入れる予定の団体（R8年3月16日現在）

(1) スポーツ系…8 団体

マラソン、居合、杖道、柔道、少林寺拳法、ダンス、
筋トレ・キックボクシングまたは卓球、フィットネス（ダンス、ヨガ、エアリアルヨガ、キックボクシングなど

(2) 文化芸術系：25 団体

競技かるた、ボーイスカウト、カリグラフィ、詩吟、文学・俳句、煎茶道、
演劇・交流、合唱、ジャズ、ストレッチ体操、3B 体操、伝統芸能箏（こと）、
ボードゲーム、縄文、点字の普及、伝統芸能阿波踊り、バレーボール、
囲碁 2 団体、民族舞踊フォークダンス、写真、太極拳、絵画・美術・写生会、
気功、傾聴

4 令和 8 年度以降について

「すべての生徒が主体的に多様なスポーツ・文化芸術活動を選択できる環境を整備する。」という方針であるので、前記の活動を膨らめながら、令和 1 3 年度までに平日を含めた完全展開を目指し、令和 8 年度中には少なくとも休日の活動について地域展開を進めていく。

また、令和 7 年度は、学校教育課が主導で部活動地域展開を進めてきたが、令和 8 年度からはスポーツ系はスポーツ健康課、文化芸術系は生涯学習課が主となり進めていく。

その他5

茅野市訓令第 号

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成5年茅野市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

茅野市長 今井 敦

第3条第7号中「家庭的保育事業等」の次に「又は乳児等通園支援事業」を加える。

同条第16号を第17号とし、第8号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認並びに同法第54条の3において準用する同法第52条に規定する効力の停止及び取消しに関する事

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程（平成5年茅野市訓令第4号）新旧対照表

改正前	改正後
○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 平成5年4月1日 訓令第4号	○市長の権限に属する事務の補助執行に関する規程 平成5年4月1日 訓令第4号
第1条～第2条　〔略〕	第1条～第2条　〔略〕
第3条　次に掲げる事務を教育委員会の事務局職員に補助執行させる。	第3条　次に掲げる事務を教育委員会の事務局職員に補助執行させる。
(1)　〔略〕	(1)　〔略〕
(2)　〔略〕	(2)　〔略〕
(3)　〔略〕	(3)　〔略〕
(4)　〔略〕	(4)　〔略〕
(5)　〔略〕	(5)　〔略〕
(6)　〔略〕	(6)　〔略〕
(7)　児童福祉法第34条の15第1項に規定する <u>家庭的保育事業等</u> の認可並びに同法第34条の17第4項に規定する制限及び取消しに関すること。	(7)　児童福祉法第34条の15第1項に規定する家庭的保育事業等又は乳児等通園 <u>支援事業</u> の認可並びに同法第34条の17第4項に規定する制限及び取消しに関すること。
新設	<u>(8)　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認並びに同法第54条の3において準用する同法第52条に規定する効力の停止及び取消しに関すること</u>
(8)　〔略〕	(9)　〔略〕
(9)　〔略〕	(10)　〔略〕
(10)　〔略〕	(11)　〔略〕
(11)　〔略〕	(12)　〔略〕
(12)　〔略〕	(13)　〔略〕
(13)　〔略〕	(14)　〔略〕
(14)　〔略〕	(15)　〔略〕
(15)　〔略〕	(16)　〔略〕
(16)　〔略〕	(17)　〔略〕

第 3 条の 2 ～第 5 条 [略]	第 3 条の 2 ～第 5 条 [略]
附 則 [略]	附 則 [略]

その他6

茅野市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和8年 月 日

茅野市長

茅野市規則第 号

茅野市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15に規定する乳児等通園支援事業の設置の認可（以下「認可」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認（以下「確認」という。）に関し、児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。）、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年6月9日内閣府令第44号。以下「府令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法並びに省令及び府令において使用する用語の例による。

(認可及び確認の基準)

第3条 認可及び確認の基準は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法並びに省令及び府令に定めるもののほか、茅野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第31号）及び茅野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第 号）に定めるところによるものとする。

(意見の聴取)

第4条 市長は、認可をしようとするときは、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(認可及び確認の申請)

第5条 児童福祉法第34条の15第3項及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による申請は、乳児等支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、認可及び確認をするときは、乳児等通園支援事業認可通知書兼特定乳児等通園支援事業者確認通知書（様式第2号）を、認可をしないときは、その理由を付した乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(認可の変更の届出)

第6条 省令第36条の36第3項及び第4項の規定による変更の届出は、乳児等通園支援事業認可変更届（様式第4号。以下この条において「変更届」という。）により届出るものとする。

2 市長は、前項の規定による変更届の提出があった場合において、乳児等通園支援事業変更届受理通知書（様式第5号）により、変更内容を確認した旨を通知するものとする。

(乳児等通園支援事業の廃止又は休止)

第7条 児童福祉法第34条の15第7項の規定による乳児等通園支援事業の廃止又は休止をしようとするときは、乳児等通園支援事業廃止・休止申請書（様式第6号。以下この条において「申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、児童福祉法第34条の15第7項

の承認をする場合においては乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書（様式第7号）により、承認をしない場合においては乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（確認の変更の申請）

第8条 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定による申請は、特定乳児等通園支援事業者利用定員増加に伴う確認変更申請書（様式第9号。以下この条において「申請書」という。）を提出するものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の名称等の変更の届出）

第9条 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第1項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者名称等の変更の届出（様式第10号）を提出するものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の利用定員の減少の届出）

第10条 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条第2項の規定による届出は、特定乳児等通園支援事業者利用定員の減少の届出（様式第11号）を提出するものとする。

（乳児等通園支援事業の勧告及び命令）

第11条 市長は、児童福祉法第34条の17第3項の規定による勧告をする場合においては乳児等通園支援事業改善勧告書（様式第12号）により、同項の規定による改善の命令をする場合においては乳児等通園支援事業改善命令書（様式第13号）により行うものとする。

（乳児等通園支援事業の制限又は停止）

第12条 市長は、児童福祉法第34条の17第4項の規定による乳児等通園支援事業の制限又は停止の命令をする場合においては、乳児等通園支援事業制限・停止命令書（様式第14号）により行うものとする。

（確認の辞退）

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第48条の規定による確認の辞退をするときは、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届（様式第15号。以下この条において「辞退届」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による辞退届の提出があった場合において、特定乳児等通園支援事業者確認辞退届受理通知書（様式第16号）により、通知するものとする。

（確認の取消し）

第14条 市長は、子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第52条第1項の規定による確認の取消し又は確認の全部若しくは一部の効力を停止するときは、特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書（様式第17号）により行うものとする。

（認可の取消し）

第15条 市長は、児童福祉法第58条第2項の規定による認可の取消しは、乳児等通園支援事業認可取消通知書（様式第18号）により行うものとする。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

様式第1号（第5条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書兼特定乳児等通園支援事業者確認申請書

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可及び子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる 事業所の所在地	〒 -			
	TEL:			
	Email:			
設置者・ 事業者の 代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2 事業の概要

申請者 (設置者)	ふりがな 名 称				
	主たる事務所の 所在地・連絡先	(〒 -)			
		T E L		F A X	
		E- m a i l			
	代 表 者 の 職名・氏名	職 名		ふりがな	
				氏 名	
代表者の住所 ・生年月日	(〒 -)				
	生年月日	年 月 日			
管理者 (運営者)	施設の連絡先	T E L		F A X	
		E- m a i l			
	園長の氏名	ふりがな			
		氏 名			
	園長の住所 ・生年月日	(〒 -)			
		生年月日	年 月 日		
開園曜日	☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝日				
開園時間	平 日	時 分 ~ 時 分			
	土 曜 日	時 分 ~ 時 分			
	日曜・祝日 (実施の場合)	時 分 ~ 時 分			
休 園 日					
利用定員	0 歳 児 (0歳6か月~)	1 歳 児	2 歳 児 (満3歳未満児)	合 計	
	人	人	人	人	
給食の実施状況	☐ 自園調理 ☐ 弁当持参 ☐ 連携施設からの搬入 (施設名:) ☐ その他 ()				

職 員 の 状 況	職 種		保育従事者 (保育士資格有り)		保育従事者 (保育士資格無し)		医師 (嘱託医)	
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
	配置 職員	常 勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の 人数		人	人	人	人	人	人
	職 種		調 理 員		その他職員		合 計	
			専 従	兼 務	専 従	兼 務	専 従	兼 務
	配置 職員	常 勤	人	人	人	人	人	人
		非常勤	人	人	人	人	人	人
	常勤換算後の 人数		人	人	人	人	人	人
施 設 設 備	建物構造							
	設 備		敷地全体	園 舎	乳児室	ほふく室	保育室	遊戯室
	居室数・面積		m ²	m ²	室 m ²	室 m ²	室 m ²	室 m ²
	1人当たり の面積				m ² /人	m ² /人	m ² /人	m ² /人
	設 備		園庭 (運動場・屋外遊戯場)					
	設置場所		☐ 敷地内 ☐ 隣接地 ☐ 代替地 (☐ 公園 ☐ 広場 ☐ 寺社境内 ☐ その他)					
	面 積		全体の面積	m ²	満2歳以上児 1人当たりの面積		m ² /人	
	調理室・調理 設備の区分		☐ 調理室 ☐ 調理設備					
添付資料		別紙一覧のとおり						

様式第2号（第5条関係）

乳児等通園支援事業認可通知書兼特定乳児等通園支援事業者確認通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、児童福祉法第34条の15第5項の規定に基づき、認可しました。また、同申請における特定乳児等通園支援事業の確認につきまして、子ども・子育て支援法第54条の2第2項の規定に基づき確認したため、通知します。

申 請 者 名	
代 表 者 職 名 ・ 氏 名	
事 業 所 名	
事 業 所 の 所 在 地	
事 業 開 始 年 月 日	
区 分	
定 員	0歳：
	1歳：
	2歳：
	合計：
そ の 他	

様式第3号（第5条関係）

乳児等通園支援事業不認可通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の認可については、以下の理由により不認可としたので通知します。なお、不認可に伴い、特定乳児等通園支援事業者の確認の申請については、無効とします。

不認可理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅野市を被告として（訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 4 号（第 6 条関係）

乳児等通園支援事業設置認可変更届

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地
（申請者）名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号により認可を受けた乳児等通園支援事業の認可事項について、児童福祉法施行規則第 36 条の 36 第 項の規定により、以下のとおり変更した（する）ので関係書類を添えて届出ます。

ふりがな				
事業者名 （個人事業の場合は個人名）				
主たる事務所の所在地・連絡先	（ — ）			
	TEL			
	Email			
代表者	職名		ふりがな	
			氏名	
ふりがな				
事業実施場所の名称				
事業実施場所の所在地・連絡先	（ — ）			
	TEL			
	Email			
事業所の管理者	職名		ふりがな	
			氏名	
変更事項 （該当□にチェック）	☐ 事業の名称、位置、及び法人格 ☐ 建物その他設備の規模及び構造並びに面積 ☐ 定員 ☐ （法人又は団体の場合）定款、寄付行為その他の規約 ☐ 経営の責任者			

	☐ 福祉の実務に当たる幹部職員 ☐ その他事項			
変更（予定）日				

1. 事業の名称、位置及び法人格

	変更前	変更後
事業実施場所の名称		
事業実施場所の所在地・連絡先	(-)	(-)
TEL		
Email		
法人格（法人の場合に限る）		

2. 建物その他設備の規模及び構造並びに面積

	変更前	増減等	変更後	備考
建物構造				
乳児室	室 / ㎡	室 / ㎡	室 / ㎡	
ほふく室	室 / ㎡	室 / ㎡	室 / ㎡	
保育室	室 / ㎡	室 / ㎡	室 / ㎡	
遊戯室	室 / ㎡	室 / ㎡	室 / ㎡	
合計	室 / ㎡	室 / ㎡	室 / ㎡	

3. 定員

	変更前	増減等	変更後	備考
0歳児 （0歳6か月～）	人	人	人	
1歳児	人	人	人	

2歳児 (満3歳未満児)	人	人	人	
合計	人	人	人	

4. (法人又は団体の場合) 定款、寄付行為その他の規約

	変更前	変更後
変更内容を簡潔に記載し必要に応じて書類を添付する		

5. 事業の運営についての重要事項に関する規程

	変更前	変更後
変更内容を簡潔に記載し必要に応じて書類を添付する		

6. 経営の責任者

	変更前	変更後
ふりがな		
氏 名		

7. 福祉の実務に当たる幹部職員

	変更前	変更後
ふりがな		
氏 名		

8. その他事項

	変更前	変更後
変更内容を簡潔に記載し必要に応じて書類を添付する		

様式第 5 号（第 6 条関係）

乳児等通園支援事業変更届受理通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付けで届出がありました乳児等通園支援事業の認可変更届について、
年 月 日付けで受理しましたので通知します。

届 出 者 名	
事 業 所 名	

様式第6号（第7条関係）

乳児等通園支援事業の廃止・休止申請書

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可を受けた乳児等通園支援事業について廃止（休止）したいので、同条第7項の規定に基づき、関係書類を添えて以下のとおり申請します。

申請者に関する情報	ふりがな		
	事業者名 （個人事業の場合は個人名）		
	主たる事務所の所在地・連絡先	（ - ）	
		TEL	
		Email	
	法人等の種別		
	代表者	職名	
		ふりがな	
		氏名	
	代表者生年月日		
	代表就任年月日		
	代表者の住所・連絡先	（ - ）	
		TEL	
		Email	
	ふりがな		
事業実施場所の名称			
ふりがな			
事業実施場所の所在地			

[illegible]

(廃止する場合のみ) 財産の処分 ※該当する財産の□欄にチェックを入れて記載すること	☐ 土地				
	位置				
	面積				
	所有者				
	借用期間				
	処分方法				
	☐ 建物				
	位置				
	面積				
	所有者				
	借用期間				
	処分方法				
	☐ 設備				
	品 名		数 量	取得価格(円)	処分方法
	☐ 残金				
	金額				
	処分方法				
	☐ 補助金を活用した整備等				
	補助金名				
	補助年度				
	財源内訳				
	国補助金				
県補助金					
市補助金					
自己資金					
借入金					
その他					
処分方法					

様式第7号（第7条関係）

乳児等通園支援事業廃止・休止承認通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、承認しましたので通知します。

申 請 者 名	
代 表 者 職 名 ・ 氏 名	
事 業 所 名	
事 業 所 の 所 在 地	
定 員	0歳：
	1歳：
	2歳：
	合計：
事業廃止（休止）年月日	

（承認に際して条件を付す場合）
なお、承認に際し、以下の条件を付すこととします。

様式第8号（第7条関係）

乳児等通園支援事業廃止・休止不承認通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付けで申請のあった乳児等通園支援事業の廃止（休止）については、下記により不承認としたので通知します。

記

不承認理由

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅野市を被告として（訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第9号（第8条関係）

特定乳児等通園支援事業者利用定員増加に伴う確認変更申請書

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第44条の規定する変更の申請をしたいので、子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第40条の規定に基づき、以下のとおり関係書類を添えて、申請します。

ふりがな				
事業者名 (個人事業の場合は個人名)				
主たる事務所の所在地・連絡先	(-)			
	TEL			
	Email			
代表者	職名		ふりがな	
			氏名	
ふりがな				
事業所の名称				
事業所の所在地・連絡先	(-)			
	TEL			
	Email			
事業所の管理者	職名		ふりがな	
			氏名	
利用定員	年齢	変更前	変更後	
	0歳児（0歳6か月～）			
	1歳児			
	2歳児（満3歳未満児）			
利用定員を増加しようとする理由				
変更日				

様式第10号（第9条関係）

特定乳児等通園支援事業者名称等の変更の届出

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第47条の第1項に規定する変更があったので、子ども・子育て支援法施行規則第44条の2において準用する同規則第41条第1項の規定に基づき、以下のとおり関係書類を添えて、届け出ます。

ふりがな				
事業者名 （個人事業の場合は個人名）				
主たる事務所の所在地・連絡先	（ — ）			
	TEL			
	Email			
代表者	職名		ふりがな	
			氏名	
ふりがな				
事業所の名称				
事業所の所在地・連絡先	（ — ）			
	TEL			
	Email			
事業所の管理者	職名		ふりがな	
			氏名	
変更事項 （該当□にチェック）	☐ 事業所の名称、所在地 ☐ 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者 ☐ 定款、寄付行為等及び法人の登記事項証明書、その他の規約 ☐ 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示したもの）、設備の概要 ☐ 事業所の管理者 ☐ 運営規程 ☐ 役員 ☐ 乳児等通園支援給付費及び特例乳児等通園支援給付費の請求に関する事項			
変更日				

1. 事業所の名称、所在地

	変更前	変更後
事業所の名称		
事業所の所在地	(-)	(-)

2. 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者

	変更前	変更後
申請者の名称		
主たる事務所の所在地	(-)	(-)
代表者の職名		
代表者の氏名		
代表者の住所	(-)	(-)
代表者の生年月日		

3 定款、寄付行為等及び法人の登記事項証明書、その他の規約

	変更前	変更後
変更内容を簡潔に記載し必要に応じて書類を添付する。		

4. 事業所の管理者

	変更前	変更後
管理者の氏名		
管理者の住所	(-)	(-)
管理者の生年月日		

5. 運営規程

	変更前	変更後
変更内容を簡潔に記載し必要に応じて書類を添付する。		

6. 役員 ※枠が足りない場合は、適宜行を追加してください。

		変更前	変更後
(1)	役員の氏名		
	役員の住所	(-)	(-)
	役員の生年月日		
(2)	役員の氏名		
	役員の住所	(-)	(-)
	役員の生年月日		

7. 乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費の請求に関する事項

	変更前	変更後
請求担当者の氏名		

様式第11号（第10条関係）

特定乳児等通園支援事業者利用定員の減少の届出

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 47 条の第 2 項に規定する利用定員の減少をしたいので、子ども・子育て支援法施行規則第 44 条の 2 において準用する同規則第 41 条第 3 項の規定に基づき、以下のとおり関係書類を添えて、届け出ます。

ふりがな					
事業者名 (個人事業の場合は個人名)					
主たる事務所の所在地・連絡先	(—)				
	TEL				
	Email				
代表者	職名		ふりがな		
			氏名		
ふりがな					
事業所の名称					
事業所の所在地・連絡先	(—)				
	TEL				
	Email				
事業所の管理者	職名		ふりがな		
			氏名		
利用定員	年齢	変更前		変更後	
	0歳児（0歳6か月～）				
	1歳児				
	2歳児（満3歳未満児）				
利用定員を減少しようとする理由					
現在利用している子どもに対する措置					
変更日					

様式第12号（第11条関係）

乳児等通園支援事業改善勧告書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付け 第 号で認可した乳児等通園支援事業について、茅野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する基準に適合しないため、児童福祉法第34条の17第3項の規定により以下のとおり必要な措置を講じるよう勧告します。

事業所名	
事業所の所在地	
区分	
必要な措置の内容	
必要な措置を講ずる期間	

様式第13号（第11条関係）

乳児等通園支援事業改善命令書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

次の乳児等通園支援事業について、 年 月 日付け 第 号で必要な措置を講ずるよう勧告しましたが、当該措置が講じられていないため、児童福祉法第34条の17第3項の規定により以下のとおり必要な措置を講じるよう命令します。

事業所名	
事業所の所在地	
区分	
必要な措置の内容	
必要な措置を講ずる期間	

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅野市を被告として（訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第12条関係）

乳児等通園支援事業制限（停止）命令書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付け 第 号により認可した乳児等通園支援事業について、児童福祉法第34条の17第4項の規定により以下のとおり制限（停止）するよう命令します。

事業所名	
事業所の所在地	
区分	
制限（停止）の内容及び理由	
制限（停止）の期間	

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅野市を被告として（訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第15号（第13条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届

年 月 日

（宛先）茅野市長

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 48 条に規定する確認の辞退をしたいので、3 か月以上の予告期間を設けて以下のとおり届出ます。

申請者に関する情報	ふりがな		
	事業者名 （個人事業の場合は個人名）		
	主たる事務所の 所在地・連絡先	（ - ）	
		TEL	
		Email	
	法人等の種別		
	代表者	職名	
		ふりがな	
		氏名	
	代表者生年月日		
	代表就任年月日		
	代表者の住所・連絡先	（ - ）	
		TEL	
Email			
ふりがな			
事業実施場所の名称			
ふりがな			
事業実施場所の所在地			
確認の辞退をする理由			
確認の辞退をする年月日		年 月 日	

様式第16号（第13条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認辞退届受理通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付けで確認辞退の届出のあった下記の施設について、当該届出の
受理をしましたので、通知します。

届 出 者 名	
代 表 者 職 名 ・ 氏 名	
事 業 所 名	
事 業 所 の 所 在 地	
申 請 年 月 日	
辞 退 受 理 年 月 日	
そ の 他	

様式第17号（第14条関係）

特定乳児等通園支援事業者確認取消・効力停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付け 第 号による特定乳児等通園支援事業者の確認については、子ども子育て支援法第54条の3において準用する法第52条第1項の規定に基づき以下のとおり確認取消・効力停止しますので通知します。

事業所名	
事業所の所在地	
区分	
確認取消・効力停止 年 月 日	年 月 日
確認取消又は効力停止となる範囲及びその理由	

（教示）

- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅野市を被告として（訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第18号（第15条関係）

乳児等通園支援事業認可取消通知書

第 号
年 月 日

様

茅野市長

年 月 日付け 第 号により認可した乳児等通園支援事業について、児童福祉法第58条第2項の規定により、以下のとおり認可を取り消すので通知します。

事業所名	
事業所の所在地	
区分	
認可取消 年 月 日	年 月 日
認可を取り消す理由	

（教示）

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、茅野市長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茅野市を被告として（訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

その他7

茅野市告示第 号

茅野市乳児等通園支援事業実施要綱を次のように定める

令和8年 月 日

茅野市長 今井 敦

茅野市乳児等通園支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化するため、茅野市乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体等)

第2条 事業の実施主体は、茅野市及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第62号）第54条の2に規定する特定乳児等通園支援事業者の確認を受けた者（以下「事業実施者」という。）とする。

(対象子ども)

第3条 事業の対象となる子ども（以下「対象子ども」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす子どもとする。

- (1) 市内に住所を有していること。
- (2) 保育所、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育事業等を利用していない、0歳6か月以上満3歳未満の子どもであること。

(実施施設)

第4条 事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第2項に規定する乳児等通園支援事業の認可を受けた保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等において実施するものとする。

(関係法令等の遵守)

第5条 事業実施者は、事業の実施に当たり、茅野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年条例第31号）、茅野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和8年条例第 号）その他の関係法令及びこの要綱を遵守しなければならない。

(事業実施日等)

第6条 事業の実施日時及び定員については、地域における需要及び受入れ体制を勘案し、事業実施者が適切に事業を実施することができる範囲内において、年齢区分ごとに定めるものとする。

2 事業実施者は、前項の規定により定めた実施日時及び定員について、利用を希望する

対象子どもの保護者（以下「保護者」という。）に対し、適切に公開しなければならない。

（事業の実施方法）

第7条 事業の実施方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実施者は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第20条に規定する一般型乳児等通園支援事業又は余裕活用型乳児等通園支援事業のいずれかを選択して実施すること。
- (2) 余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する事業実施者は、利用定員に達するまで対象子どもを受け入れることが可能な職員数を確保しなければならないこと。
- (3) 事業実施者は、保護者に対し、利用可能日、利用時間、サービス内容及び費用等について書面により説明を行い、同意を得なければならないこと。
- (4) 事業実施者は、集団における子どもの育ちに着目した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録しなければならないこと。
- (5) 事業実施者は、保護者に対し必要に応じて面談の実施又は助言を行うとともに、実際の保育を公開する機会を設けるよう努めること。

（事業の利用方法）

第8条 事業の利用は、事業実施者が定める利用形態（定期的な利用又は柔軟な利用）に基づき行うものとする。

- 2 事業実施者は、初めて事業を利用する対象子どもに対し、当該対象子どもが保育に慣れるまでの期間、短時間の利用とする等の適切な配慮を行わなければならない。
- 3 事業実施者は、前項の期間において親子での通園形態を取り入れることができる。ただし、対象子どもの成育上の観点から、親子通園の状態が過度に長期化し、又は当該形態が利用の条件とならないよう留意しなければならない。

（利用時間）

第9条 事業の利用時間は、対象子ども1人につき1月当たり10時間を限度とする。

- 2 前項の利用時間は、当該月においてのみ有効とし、翌月以降への繰越しはできないものとする。

（乳児等支援給付認定）

第10条 保護者は、事業を利用しようとするときは、対象子どもごとに乳児等支援給付認定申請書（様式第1号）を市長に提出し、乳児等支援給付認定を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、これを認定したときは、当該保護者に対し乳児等支援給付認定証（様式第2号。以下「認定証」という。）を交付し、認定しないことを決定したときは、乳児等支援給付認定却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（乳児等支援給付認定の有効期間）

第11条 乳児等支援給付認定の有効期間は、市長が認定した日から、当該認定に係る対象子どもが満3歳に達する日の前日までとする。

（乳児等支援給付認定の変更）

第12条 乳児等支援給付認定を受けた保護者（以下「認定保護者」という。）は、認定の内容を変更しようとするときは、乳児等支援給付認定変更届出書（様式第4号）を市長

に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があった場合において、内容を適当と認めたときは、当該認定保護者に対し、認定証を再交付するものとする。

（乳児等支援給付認定の取消し）

第13条 認定保護者は、当該認定に係る子ども（以下「認定子ども」という。）が第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、速やかに乳児等支援給付認定消滅届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該認定子どもの認定を取り消し、乳児等支援給付認定取消通知書（様式第6号）により当該認定保護者に通知するものとする。

（職権による認定の取消し）

第14条 市長は、前条第1項の規定による届出がない場合であっても、認定子どもが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、認定を継続することが不適当と認められるとき。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

（事前面談）

第15条 認定保護者は、事業を利用するに当たり、認定子どもを同伴の上で事業実施者と面談を行い、当該認定子どもの健康状態、アレルギーの有無その他の情報を事業実施者に報告しなければならない。

- 2 事業実施者は、認定保護者から認定子どもの情報を十分に聴取し、当該認定子どもの処遇に支障が生じないよう適切な措置を講じなければならない。

（認定子どもの受入れ）

第16条 事業実施者は、利用可能枠の範囲内において利用の申込みがあったときは、正当な理由がある場合を除き、当該認定子どもを受け入れなければならない。

- 2 事業実施者は、前項の規定にかかわらず、職員配置又は実施体制等の都合により受入れが困難なときは、その理由を当該認定保護者に説明するとともに、速やかに市長に報告しなければならない。

（食事の提供）

第17条 事業における食事（間食を含む。以下同じ。）の提供の有無は、事業実施者が定めるものとする。

- 2 事業実施者は、食事を提供する場合にあつては、衛生管理及びアレルギーへの対応について、保育所におけるアレルギー対応ガイドライン等に準じ、適切に実施しなければならない。

（保育料等の負担）

第18条 事業実施者は、事業の実施に当たり、認定保護者から保育料及び実費相当額を徴収することができる。

- 2 前項の保育料は、茅野市保育所条例（平成10年条例第12号）第8条第9項に規定する額とする。

3 第1項の実費相当額は、食事の提供に要する費用その他の費用として、事業実施者が定める額とする。

(保育料の減免)

第19条 事業実施者は、認定保護者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる額を前条第2項の保育料から減免するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護世帯に属する場合 対象子ども1人につき1時間当たり300円

(2) 認定保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税を課されない世帯に属する場合（前号に掲げる場合を除く。） 対象子ども1人当たり1時間当たり240円

(3) 認定保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者に係る地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額の合算額が77,101円未満の世帯に属する場合（前2号に掲げる場合を除く。） 対象子ども1人当たり1時間当たり210円

2 前項の規定による減免は、認定保護者から減免の申請があった日以後における利用分について適用するものとする。

(事故の報告及び賠償責任)

第20条 事業実施者は、事業の実施中に事故が生じたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 事業実施者は、事業の実施に当たり、認定保護者又は認定子どもの生命、身体又は財産に損害を与えたときは、速やかにその損害を賠償しなければならない。

3 事業実施者は、事前の予約があった利用日時において認定子どもの通園が確認できないときは、速やかに認定保護者に連絡を取り、当該認定子どもの状況を確認しなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 事業の利用登録に関する手続その他この告示を施行するために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第10条関係)

乳児等支援給付認定申請書

(宛先)茅野市長

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	☐ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市町村民税及び世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。
	☐ 居住する市町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市町村から申請者及び申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	☐ 申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ				生年月日		性別		児童との続柄	
	氏名									
	現住所	〒								
	本年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる		〒						
	前年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同じ ☐ 現住所と異なる		〒						
	電話番号				メールアドレス					
負担軽減の申請	☐ 有 ☐ 無	※生活保護を受給している場合、市町村民税所得割計算額が77,101円未満の世帯である場合及び市町村が支援が必要と認めた世帯である場合は「有」をチェックしてください。 ※本年1月1日現在、住民票がない場合は、世帯全員の「市町村民税課税証明書」や「市町村民税納税通知書」の写しなど必要な書類を添付してください。								
転入前の市町村での利用の有無	☐ 有 ☐ 無									
既に認定を受けている児童の有無 ※認定期間内の児童に限る	☐ 有 ☐ 無									

乳児等支援給付の認定を受けようとする児童	確認を希望する児童の数									
	フリガナ				生年月日			性別		
	氏名									
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる		〒			申請者(保護者)との続柄			
	障害等の有無	☐ 有 ☐ 無	添付書類	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の受給者証 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ その他						
	その他配慮すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無	配慮すべき事項の詳細	☐ 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) ☐ 指示書等の添付 ☐ 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>:) ☐ 添付あり ☐ 添付無し ☐ その他(具体的に記載:)						
	フリガナ				生年月日			性別		
	氏名									
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる		〒			申請者(保護者)との続柄			
	障害等の有無	☐ 有 ☐ 無	添付書類	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の受給者証 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ その他						
	その他配慮すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無	配慮すべき事項の詳細	☐ 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) ☐ 指示書等の添付 ☐ 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>:) ☐ 添付あり ☐ 添付無し ☐ その他(具体的に記載:)						
	フリガナ				生年月日			性別		
	氏名									
	現住所	☐ 申請者と同じ ☐ 申請者と異なる		〒			申請者(保護者)との続柄			
	障害等の有無	☐ 有 ☐ 無	添付書類	☐ 身体障害者手帳 ☐ 障害児通所給付費等の受給者証 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 特別児童扶養手当 ☐ その他						
その他配慮すべき事項の有無	☐ 有 ☐ 無	配慮すべき事項の詳細	☐ 疾患等(診断名等及び必要となる配慮等:) ☐ 指示書等の添付 ☐ 食物アレルギー(医師の診断および指示<生活管理指導表を添付>:) ☐ 添付あり ☐ 添付無し ☐ その他(具体的に記載:)							

様式第2号(第10条関係)

年 月 日

様

茅野市長

乳児等支援支給認定証

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ～ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭のこども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に茅野市を被告として(訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第3号(第10条関係)

年 月 日

様

茅野市長

乳児等支援給付認定却下通知書

申請のありました乳児等支援給付認定申請について、下記の理由により却下しました。

記

児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
却下の理由	

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に茅野市を被告として(訴訟において茅野市を代表する者は茅野市長となります。)、提起することができます。(なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合は、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第12条関係）

年 月 日

(宛先) 茅野市長

届出者氏名

乳児等支援給付認定変更届出書

次のとおり、乳児等支援給付認定の変更について届出します。

※変更後の内容で記入してください。

フリガナ		ログインID (メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					
フリガナ		生年月日	年	月	日生
氏名					

以下に、変更箇所と内容を記載します。

変更箇所	☐ 氏	☐ 住所	☐ 電話番号	☐ その他
------	----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	------------------------------

変更内容	☐ 変更前の氏名 () ☐ 変更前の住所 () ☐ 変更前の電話番号 () ☐ その他変更事項 ()
------	---

変更理由 ☐ 婚姻 ☐ 引越し ☐ その他 ()

様式第5号(第13条関係)

年 月 日

(宛先)茅野市長

届出者氏名

乳児等支援給付認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	☐ 引越し【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。
	☐ 【転出先市町村名 都道府県 市町村】
	☐ 入所・入園等
	☐ その他()

その他8

茅野市告示第 号

茅野市自由保育所児童処遇向上事業補助金交付要綱（平成 7 年茅野市告示第 38 号）は、令和 8 年 3 月 31 日限り廃止する。

令和 8 年 月 日

茅野市長 今井 敦